

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(11 月 29 日)
(第 28 号)

令和4年

三重県議会定例会会議録

第28号

○令和4年11月29日（火曜日）

議事日程（第28号）

令和4年11月29日（火）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也

12	番	藤	根	正	典
13	番	小	島	智	子
14	番	野	村	保	夫
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央

40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平
書 記 (議事課主任)	長谷川 智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	山 本 英 樹
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	中 尾 洋 一

子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美
人事委員会委員	中 村 佳 子

人事委員会事務局長

天 野 圭 子

選挙管理委員会委員長

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。22番 濱井初男議員。

〔22番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○22番（濱井初男） 新政みえの多気郡選挙区選出の濱井初男であります。おはようございます。トップバッターを務めさせていただきたいと思います。

まず、いじめの関係ですけれども、質問にはございませんけれども、実は、今日はこれ、ピンクシャツなんですけどね、一応着てまいりました。今日は11月でございますので、最後のほうでございますけれども、取組の強化月間ということになっております。そんなことでございます。

いじめがですね、全国で8年連続で増加しておる。令和3年は過去最多であったというニュースがございました。三重県におきましても、令和3年の認知件数は、公立の小・中学校で、あるいは県立高等学校及び特別支援学校全体で4268件、そして、令和2年度に比べて504件も増加しておる。調べ方はいろいろアンケートを使うとかやっておりますので、増えてきたこともあるんでしょうけれども、何とか抑えていかなきゃならない、こう思うわけがあります。特に小学校、高等学校は、認知件数では、5年間で2倍になって

増加をしておるわけです。何とかして食い止めていかないかん、こんな思いで今日はピンクのシャツを着てまいりました。

今日は、昨年12月の一般質問で取り上げました熊野参詣道伊勢路、通称熊野古道伊勢路でありますけれども、この追加登録などについて取り上げさせていただきました。

私がこのことにこだわっていますのは、一見県政が目指す拠点滞在型観光によって三重県の経済発展を促す戦略の一つとして、一本の道のまとまりとして観光資源、伊勢から熊野までをつなげてほしい、長い歴史を持つ熊野古道伊勢路という文化財を観光に生かしていくべきだという強い思いがあるからです。

それでは、議長からお許しをいただきましたので、早速質問させていただきます。

まず、世界遺産未登録部分の追加登録に向けた取組についてでございます。

平成16年、2004年、紀伊山地の霊場と参詣道として、世界遺産、文化遺産でございますけれども、これが登録されました。登録の代表的な吉野・大峯、熊野三山、高野山とその三つを結ぶ参詣道であります熊野参詣道、中辺路、小辺路、大辺路、伊勢路、高野山町石道のうち、伊勢路が三重県域部分となります。

熊野参詣道の伊勢路、通称では熊野古道伊勢路は、古くから地域の人々の暮らしと一体となった庶民の道でありまして、伊勢から熊野に向かって、多くの人々が歩いた巡礼道としての祈りの道と言われております。これが世界遺産登録されたわけです。

現在、世界遺産登録されていますのは、御覧のとおり、ツヅラト峠から熊野まででありまして、伊勢からツヅラト峠までの間は未登録であります。この間の未登録部分の世界遺産登録によりまして伊勢路のブランド力を上げて、そして、本質的な価値を維持し高めることになるんだろうと思います。

世界遺産未登録部分の追加登録につきましては、昨年12月6日に一般質問をさせていただきます。教育長から、世界遺産追加登録に至るまでの流れ

とか、専門的な見地からの調査や機運醸成に努めていきたいとの御答弁をいただきました。

機運の醸成については、この9月20日からNPO法人大杉谷自然学校主催で熊野古道巡礼旅復活プロジェクトとしまして、伊勢から熊野を目指す200キロメートルの巡礼旅が開催されました。江戸当時の旅装束の姿での巡礼旅は、未登録地域の地元住民にも非常に効果的なPRであったと思います。

また、県教育委員会主催で、文化庁の調査官を招いていただいて多気町で講演会が実施され、参加者からは調査官に対し質問もありまして、地域の熱意を感じられたところでございます。

こうしたことを踏まえて、候補資産の文化庁による現地確認、関係市町の取組や今後の具体的なロードマップ、スケジュールについて、教育長からまずはお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 世界遺産未登録部分の追加登録に向けた現状と今後の取組について御答弁申し上げます。

まず、追加登録の機運醸成に向けた取組についてです。

紀伊山地の霊場と参詣道は、平成16年度に三重、奈良、和歌山の3県にわたる世界遺産として登録されました。本県の登録資産は、議員から御紹介もありましたけれども、伊勢神宮から熊野三山へと至る熊野参詣道伊勢路のうち、大紀町のツヅラト峠以南の資産となっており、ツヅラト峠以北で登録されている資産はないという状況になっております。

県教育委員会では、世界遺産登録後も、登録地外も含めた資産の調査や関係市町への候補資産の照会など、追加登録の候補となる資産の把握を行ってまいりました。

また、追加登録には地域の方々の盛り上がりや関係市町の積極的な取組が必要なことから、登録資産を有する6市町と三重県で構成します世界遺産保全推進協議会幹事に、今年度からオブザーバーとして登録資産を有しない町にも参加していただき、機運醸成の取組を進めてまいりました。

今年度はその一環として、10月22日に多気町のBANKYO文化会館で世界遺産講演会を開催いたしました。この講演会は平成18年度から登録資産を有する市町で開催してきましたが、今年度初めて登録資産を有しない多気町で開催し、文化庁の調査官を講師に迎え、「世界遺産と地域住民一何が求められているのか」と題して講演いただくとともに、県からは熊野参詣道の魅力、保存会や関係団体の方々の取組などを紹介いたしました。80名の参加があり、講演後も熱心に質問があったと聞いており、参加された皆さんの熱い思いを感じたところです。

次に、追加登録に向けた現在の状況です。

追加登録は、国史跡の指定を経て、ユネスコ世界遺産委員会へ国が提案し、審議を受けることとなります。

このため、追加登録となり得る資産については、まずは国史跡指定が必要となり、それに向けた関係市町の取組を支援しているところです。本年度初めて、県と市町担当者による情報交換会を5月と7月に2回開催いたしまして、国史跡指定に向けた手順と追加登録に関する説明、情報共有を行いました。

その後、関係市町からは文化庁の調査官による現地確認の要望があり、この11月に多気町と大紀町で実施いたしました。また、玉城町、大台町については、現在、日程等の調整をしているところです。

この現地調査の結果を踏まえ、令和5年度から指定範囲の特定のための測量調査や、学術的価値を明確にする調査を検討している市町もあります。県教育委員会としましては、技術的支援とともに、財政的支援にも努めていきたいと考えております。

また、追加登録の提案書は、奈良県、和歌山県と共にユネスコ世界遺産委員会に提出する必要があることから、この2県との連携が欠かせません。和歌山県では、この11月に新たに5か所が国史跡の追加指定を受けていますが、和歌山県ではさらに追加登録資産の候補があり、今後も継続して国史跡指定に向けた取組を行っていくと聞いております。

こうした中で、奈良県、和歌山県や関係市町で構成する世界遺産三県協議会等の場を通じ、追加登録の進め方について緊密に情報共有や意見交換を行っているところです。

追加登録に係る課題ですけれども、3県で追加登録を目指す資産は、平成16年の登録時に記載されていないルートを含みますため、ユネスコ世界遺産委員会がこの追加登録を軽微な変更とみなさず、新規の登録と同様の手続や審議が必要となる重大な変更と判断する可能性も考えられると文化庁から聞いております。

今後どのように追加登録申請を行っていくかにつきましては、市町の国史跡指定への取組と並行して、文化庁の意見を踏まえながら、3県で協議を進めていくこととしております。

今後の対応ですけれども、追加登録の提案書をユネスコに提出する機会は限られておりますため、機会を逸することのないよう、国史跡指定を着実に進め、関係市町、奈良県、和歌山県、文化庁とも緊密に連携して取り組んでまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 先ほどの御答弁で、予算的なことも御答弁いただきました。この候補資産の範囲、規模によって測量調査等の必要経費の予測が非常に立てにくいんじゃないかとは思いますが、調査、測量はやっぱり地元の地権者との話し合いも含めながら、正規の調査補助が当然ながら必要ですけれども、それから補助金につきましても、財政支援をしっかりとお願いしたいと思うわけであります。

また、世界遺産登録されている伊勢路は、伊勢を出発として熊野三山へ向かうというのがコンセプトであります。一続きの巡礼道であることから、今回の追加登録は、軽微な変更と私は思っております。重大な変更ではない、このように私は考えておるんですけれども、よって、軽微かどうかは、文化庁の史跡の調査官などの専門家の考えによることになりますけれども、教育委員会からは、国や県財政当局にはこの予算も入れて、強く熊野参詣道伊勢

路の本質的価値であります伊勢から熊野三山までの一本の巡礼道ということ
を強く訴えていただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思
います。

和歌山県では、この6月に文化庁から紀伊路の追加指定の答申を受けてい
る。さっき11月と言われたんですけど、6月ではなかったんですかね。それ
で、継続して他の漏れ部分も含めて国史跡指定に取り組んでいくとされてお
ります。

和歌山県や奈良県と連携を今まで以上に密にさせていただいて、特に和歌山
県でございますかね、文化庁とも十分連携させていただいて、関係部局横断的
に協働もさせていただいて、伊勢からツツラト峠間の未登記の部分、そして世
界遺産登録済みのうち、漏れている部分も含めて早急に追加登録への検討を
されて、まず、国史跡指定に取り組まれることを強く要望したいと思います。

先ほどのお話で、大紀町、それから多気町は、国史跡の調査官がお見えに
なったということでした。今後、12月中だと思うんですけども、
玉城町と、それから大台町、ここへ来ていただくということでございますけ
れども、その見通しはどうかかなという感じはするんです。ちょっとこれ
はしっかりと各町の担当者も含めて、県もしっかりと応援をしていただきな
がら、ぜひともいい感触を持って帰っていただくようお願いしたいと思います。

多気町のほうはかなり動いておりますので、恐らく来年度ぐらいには国史
跡に向かって、いろんな書類等を提出されていくんだと思います。ほかのと
ころは若干遅れておりますけれども、できるだけ早い期間にそれを行ってい
ただきたい。そして、世界遺産登録されている部分の漏れの部分をできる
だけ速やかに動いていただくように、各市町とも連携していただき、強力に推
し進めていただきたいということを御要望させていただきたいと思
います。
よろしくお願ひします。

それでは、2番目の世界遺産登録二十周年に向けてでございますけれども、
平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道として世界遺産に登録されまして、再来

年の令和6年、2024年でございますけれども、世界遺産登録20周年を迎えることとなります。

今月13日には熊野古道センターにて、紀伊半島知事会議、三重県、和歌山県、奈良県の知事が御会見されまして、そして、紀伊山地の霊場と参詣道の観光連携宣言が締結されたところでございます。

そこで、20周年という大きな節目に向けて、県として近隣の奈良県、和歌山県や県内市町、企業・団体等と連携し、どのように盛り上げていかれるのか、取り組んでいかれるか、知事から御答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先日、11月23日でありますけど、雨の中ではありませんでしたが、熊野古道の馬越峠を紀北町のほうから尾鷲市のほうまで歩いてまいりました。森の中、山の中で、趣のある石畳の道があります。登っている途中にふと見上げると、ずっと石畳が続いていまして、林があるということで、とても歴史を感じさせる、文化の香りのあるいい道であるなと思いました。

熊野古道は、東紀州を振興するために非常に重要な観光資源であると思います。あとは、これをどうやってPRしていくんかということやと思います。

11月13日に、議員御指摘のように、紀伊半島知事会議を開催したときに私から提唱しまして、3県で熊野古道を一緒に盛り立てていきたいと思います。共同宣言に調印したところであります。

令和6年に、熊野古道は世界遺産登録20周年を迎えます。しかし、20周年だから何かやるということではなしに、20周年は一つの節目で大事にしたほうがいいと思いますけど、やっぱり継続的に効果的なPRのやり方というのを考えていかないかなと思います。

その一つが、三重県だけでやっておったらあかんということです。ほかの県の力も借りながら一緒にやろうということでありまして、奈良県、和歌山県と一緒にやっていくということです。

大きく言うと、二つぐらいのポイントがあるかなと思っています。

和歌山県はインバウンドの来訪者、コロナ禍の前ですけど、かなり熊野古道、紀伊田辺まで外国人がよく来ているという話があります。それを伊勢路のほうに持ってくる力が実際弱い。それで一緒にやりましょうということで、紀伊半島知事会議でお話したわけです。

ポイントの一つは、インバウンドに向けてどうやって対応していくかということです。来年、G7交通大臣会合もあります。志摩市で実施します。三重県南部ですので、熊野古道もそこでPRできないかということも一つ考えていくべきであろうと考えています。

もう一つは、国内です。三重県の人にも来てもらいたいですけど、やっぱり大消費地である東京であるとか、それから名古屋、大阪、ここからどうやって来てもらうかというのを考えていかなあかんと思っています。

例えば熊野古道に関係する市や町の首長が集まるような熊野古道サミットみたいなものを、三重県とか和歌山県で開くということよりも、例えば首都圏で開くとか、あるいは中京圏とか近畿圏で開くようなことをやって、話題づくりをせなあかんと思っています。あわせて、シンポジウムをやるというようなこともあり得るのかなと思っています。これは、もちろん相手のある話ですので、相手の方が協力していただくということにならないといけませんけど、そういう働きかけをしていかなあかんかなと思っています。それが二つ目。

一つ目は、インバウンドに向けてどういうことをやっていくのか、二つ目は、国内の大消費地に向かって何をやっていくのかということです。

それから、これから熊野古道を観光地として効果的なものにしていくためには、歩きましたけど、宿泊施設とかガイドが不可欠やなと思いました。特にナラティブの必要性というのを思いました。山の道はすごくいいんです。私も山歩きをしますので、ほかと比べて雰囲気のあるところやなと思いましたけど、そこにどんな歴史があるかというのをきちんと伝えていかないと、やっぱり来た人が満足せんやろうなと。どう伝えられるか、ナラティブ、物語性ということですけど、それをどんなふうに伝えていくのかというのは、

これから検討していきたいと思っています。

今回は、晴れた日に歩いてみて、また違う趣を感じてみたいなど思っているところでもあります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 知事からは、熱い思いをお聞かせいただきました。

13日、小雨が降る中、馬越峠のほうから歩いていただいた。もう本当にうれしく思います。ぜひ、今度は上天気のと看に見計らって、踏破をお願いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

まず、誘客のほうですけれども、これはインバウンドと国内誘客でありますけれども、インバウンドもぼちぼち始まってくるんやないかなど。結構開放されておりますのでね。知事も、この三重県を国としてのインバウンドのモデル県にしたいと、こんな御要望も出されたところでもあります。そして、国内誘客も、東京のほうにも広告といいますか、ポスターを貼られた、またそういう取組を進めていかれるというやにも聞いております。もうぜひ、こちら辺にしっかりと今後も取り組んでいただきたい。

確かに20周年に向けてだけの話はございません。これはずっと先、伊勢から熊野までの追加登録も認められ、そして伊勢から通しで歩いていただく。昔からそうございました。十返舎一九の話の中で、弥次喜多道中中がございますけれども、『東海道中膝栗毛』、ここにも、7回伊勢へ訪れたら、3回は熊野のほうへということが書かれております。ちなみに、膝栗毛は、膝を栗毛の馬のように歩き通すという意味合いでございます。そういう取組も、ぜひ将来に向けて、本当の価値を知っていただく、また、知っていただいている方もたくさんおられます。サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路のように、フランス人の道とか、あるいはスペインの道、北の道ですね、ここを歩かれるように、やはり伊勢から熊野三山のほうを目指す、そういう取組を力強く進めていただきたい、私はこのように思っています。近隣他県や市町、企業・団体と連携して、速やかに進めていただひて、ぜひ盛り上げていただきたいと思ひます。

それでは、スペイン・バスク自治州との交流・連携につきまして質問させていただきます。

令和元年に、サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路を有するスペイン・バスク自治州と協力・連携に関する覚書を締結されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、限定的な交流にとどまっております。

感染の流行に注意しながらも、締結5周年に当たる20周年に向けては、保存・活用で互いに学び合えるような場づくりなど、今以上に積極的な交流を図っていくべき、このように考えますが、県はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

〔下田二一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（下田二一） それでは、スペイン・バスク自治州との交流・連携についてお答えいたします。

サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道有するスペイン・バスク自治州とは、令和元年11月に、世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書を締結しております。

これまでの2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での交流ができませんでしたが、オンライン会議により情報交換等を実施したほか、両県州におきまして、それぞれの巡礼道を紹介する写真展を開催するなど、交流を続けてきたところでございます。

今後の交流の在り方を探るため、11月6日から11日にかけてバスク自治州を訪問し、文化遺産局長に御案内いただきまして、4か所の巡礼道を調査いたしました。そのうち3か所では、ボランティアとして巡礼者への支援活動などを行っている地元の方々などと共に巡礼道を歩き、ふだんの活動内容等について話を伺ってまいりました。

バスク自治州の方々には、巡礼道を歩きやすいように、ボランティアが協力し合って、木の枝の剪定や歩く方向等を示すサインの塗装の維持管理等を行う、地域でお金を使ってもらえるよう、もともと教会だった建物や鉄道駅施設を改修してアルベルゲと言われる巡礼者向けの簡易宿舎を整備し、ボラン

ティアが交代で宿泊者の受入れや清掃等を行う、アルベルグ周辺の飲食店では、宿泊者が利用しやすいようお値打ちメニューを設定し、開店時間を変更するといった取組を行っておりまして、世界遺産である巡礼道を守るとともに、これを生かして地域を活性化させたいという思いが、熊野古道沿道地域と共通していることが分かりました。

バスク自治州における取組から参考になった点も多く、今後、伊勢路歩き旅のブランディングを進めていくに当たりまして、バスク自治州の方々と相互交流し、課題や知見を共有することに大きな意義を感じたところでございます。

今後、熊野古道世界遺産登録20周年に向けて、さらに人的交流を継続し深めていくことが、熊野古道伊勢路沿道地域の活性化のために重要であると考えております。

まずは、バスク自治州の政府関係者に、熊野古道を実際に歩いて互いの巡礼道の価値を十分に御理解いただき、その後、それぞれの巡礼道の保全や活用に関わる民間の方々との交流が進むよう、引き続きバスク自治州と共に取り組んでいきたいと考えております。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。

ちょっと知事にお伺いしたいと思うんですけども、スペイン・バスク自治州との連携につきまして、現地を訪問するなどの予定がございましたでしょうか。お気持ちはございますでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 現時点において、バスクを訪問するということを決めているものはございません。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。

ぜひ、なるべく早い時期に訪問していただいて、ぜひとも、できれば歩いていただきたいな、そんな思いもします。フランスの道もございますけれど

も、まず、覚書を締結しておりますスペイン・バスク州の北の道を歩いていただきたいな、こんなふう思うわけでございます。

それは、これからの連携として、やっぱり将来的にお互いの国の方たちがこちらへ来ていただく、向こうへ行くなりして、実際、踏破を互いにし合う、このことが、世界的に大事な、世界遺産登録された道でありますこの二つを、特にこちらの三重県はまだまだそこまでいっておりません。生かされていないと思うんです、そういう意味では。ですから、多くの人たちが来ていただくことが非常に有効かなと思います。

それは、例えば10万人来られたとします。そうしますと、15日かかるとして、1人15万円使われるわけですね。そこで、10万掛ける、15万掛ける、10万は計算しやすい、最低10万円は使うでしょう。10万円掛ける10万人ということになれば、おのずと金額が分かってきます。毎年、100億円、150億円の経済効果が上がってくると、単純計算ではそのようになってくるわけです。そこから周遊していくと、もっと金額が高まってくる。経済効果は間違いなくあると思うんです。人が集まってくれば、地域の方というのも放っておくわけにいきませんやん。宿舎の問題とかいろいろな問題で。食べるものも必要です。よく知事が言われる四色論法も大事であります、そちらのほうも、当然ながら経済効果がある、いろんな意味でいいんだと思います。

サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道は1993年に世界文化遺産に登録され、紀伊山地の霊場と参詣道は2004年7月7日に世界文化遺産に登録されました。数百キロメートルにも及ぶ巡礼道が、平和の象徴としてユネスコから世界遺産に登録されているのは、世界でこの2例だけです。伊勢から熊野三山まで踏破する巡礼旅を世界遺産登録20周年に向けて提案させていただきたいと思いますが、NPO法人大杉谷自然学校が、世界遺産登録25周年、2029年でございますけれども、これに向けて提案されていますバスク自治州との交流連携、サンティアゴ巡礼道、これは仮称ではありますがけれども、900キロメートルと熊野伊勢路再訪巡礼道、こういう名前にしておりますけれども、伊勢から白浜までの300キロメートルを歩く、1200キロメー

ル踏破プロジェクトも非常に興味のある交流連携の企画であると思っておりますので、ぜひこのこともお考えをいただきたいなと私は思っております。

次に、質問を続けさせていただきます。

安全・安心に体験できる案内板等の整備及び周辺スポットへの周遊する仕掛けづくりについてでございます。

地元の有志と共に伊勢路を踏破するイベントに参加し、実際に歩いてみまして、道中の1本の道としての案内板の表示など情報量が非常に少ないこと、そして、宿舎等が非常に少ないことに気づかされました。

だんだんと世界遺産登録されているところは、ゲストハウスやら民泊なんかを経営されておる方も増えてまいりましたけれども、まだまだ不足している、特にツツラト峠までの間は非常に希薄であります。宿舎が少ない。同様の声を実際に歩かれた自然学校の方や多くの方たちからもいただいてまいりました。

インバウンド誘客のモデル県として、日本人のみならずインバウンドも含め多くの来訪者が伊勢路を訪ね、歩いてもらうことを進めていくのでありましたら、こうした細やかな配慮が当然ながら必要だと私は思います。どのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、紀伊山地の霊場と参詣道の新たなファンとリピーターの獲得や、熊野古道伊勢路来訪者の周辺スポットへの周遊する仕掛けづくりが必要だと考えます。南部地域活性化局長にお伺いしたいと思います。南部地域活性化局長も一緒に歩かれました。そういうことの実験もされておりますので、ぜひとも御答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔下田二一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（下田二一） それでは、熊野古道の来訪者を受け入れるための案内板設置等、それから周辺スポットへの周遊する仕掛けづくりについてお答えいたします。

熊野古道伊勢路を歩く旅人に、伊勢から熊野まで170キロメートルに及ぶ道のりを安心・安全に楽しんでもらうためには、案内板や宿泊施設をはじめ

とする受入れ環境の整備・充実が欠かせません。

特に、案内板は、歩く旅人が現地で目にし、最も頼りにする情報の一つであり、外国人旅行者を含め、誰にとっても分かりやすいことが重要であると考えております。

伊勢路の案内板は、世界遺産登録前からこれまでの間、国、県、沿道市町、保全団体等の多様な主体によって整備されてきましたが、峠と峠をつなぐ町なかの案内が少ない、地名やスポット名の表記、デザインが不統一である、日本語表記しかないといった課題が見られるところでございます。

このため、昨年度の熊野古道協働会議におきまして、これらの課題を共有するとともに、伊勢路を通して歩くための分かりやすい案内を目指し、伊勢路全域における案内板のルールづくりに取り組むことといたしました。

その後、本年6月に熊野古道協働会議に分科会を立ち上げまして、案内板の表記等ルールに関するガイドラインを策定する方向で現在検討を進めております。

このガイドラインでは、先行して整備している和歌山県等の例も参考にしながら、歩く旅人向けの案内板を対象に、書体や背景色、最小限盛り込むべき項目、ローマ字表記のルール等をまとめる予定でございます。

一方、伊勢路沿道には、古くから巡礼者をおもてなししてきた宿、近年新たに開業したゲストハウス等、歩く旅人に適した宿泊施設が点在しておりますが、十分に認知されていないといったことが課題であるところでございます。

このため、先ほど御紹介いたしましたスペイン・バスク自治州の巡礼宿、アルベルゲにおける取組等も参考にしながら、歩き旅に適した宿泊施設をネットワーク化して、伊勢路を歩く旅人向けに沿道宿泊施設を一体的にPRできるよう取組を進めてまいります。

今後、こうした取組等により、伊勢路全域で統一感のある案内板等の設置・更新や宿泊施設のネットワーク化とPRを進め、訪れる人々が安心・安全に歩き旅を楽しめる環境を着実に整備してまいります。

そして、伊勢路といえば歩き旅というイメージの定着につなげ、多くの人々に訪れていただき、沿道地域の活力向上を図ってまいります。

また、熊野古道伊勢路への来訪者が、地域により長く滞在し、より多くの消費を行っていただくためには、伊勢路の周辺で楽しめるスポットをつくる必要があります。

今年度、伊勢路沿道におきましては、体験型コンテンツの造成や磨き上げが行われておりますけれども、さらに地域の自然、歴史・文化を生かしたコンテンツを増やしていく必要があると考えております。

さらに、現在、日本国内で650万人いると言われております登山愛好家の約60%に当たります400万人ほどが利用されています山歩きアプリを活用しまして伊勢路をPRし、新たなファン層とリピーターの開拓につなげていきたいと考えております。

今後、伊勢路周辺で楽しめるコンテンツの充実を図りますとともに、伊勢路歩きの取組の実施に合わせまして、あるいは、観光サイトや山歩きアプリ等を活用しまして、こうしたコンテンツを紹介するなどといったことにより、地域を周遊していただく仕組みをつくっていききたいと考えております。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。

これらをいろいろと安全・安心に歩けるようにするためには、当然予算も要るわけであります。南部地域活性化基金は、ここはどうされるのか分かりませんが、今2400万円ぐらい残がございます。昨年も900万円ぐらい使われました。これをどうしていくかというところもあるでしょう。

20周年に向けての予算は、一過性のものへの配分ではなくて、やっぱり10年、20年先を見据えた伊勢から熊野までの1本の道としての古くなった、今言われました本当に不統一な道標の表示とか、あるいは世界遺産以外のものも含む道の整備・保全、あるいは洋式トイレ化、案内板表示、これはトイレ設置場所とか宿舎とか店舗とか、周辺観光地などを明示したものの、これは英語とか中国語とか、バスクの方々も来られますので、あそこはなかなか英語

が分からない、バスク語でないとならないというものがございますので、そこら辺を検討していただいて、QRコードで検索できるように、そんな考えもいいんじゃないかなと考えておるところでございますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、観光案内所ですけれども、各市町に空き家を改修したビジターセンター的なものであればお願いしたいなと私は思っております。

地域の交流、高齢化しておりますので、後継者育成が急務でありますけれども、それから道路整備は地域内の方、やっぱりボランティアが中心にしていかないと、保全や点検はできないんじゃないかなとも思うわけでございます。清掃とかそういうものは、いろんなところからサポーターの方が来られてやられるということも大事ですけれども、その辺もしっかりと、峠の保存会の方とも相談しながら、交流しながら募っていただきたいなと思います。

もういろいろ南部地域活性化局長からは、既にある山歩きアプリを使うとか、休憩所の話もございました。それから、宿舎が案内の役割をしていくというお話もございました。それはもう結構なことだと思いますので、ぜひ強力に進めていただきたいなと思っておるわけでございます。

ちょっと時間が、予定がございますので、自殺（予防）対策の充実について移らせていただきたいと思っております。

第4次三重県自殺対策行動計画の策定についてでございます。

一見知事は、人の命を守ることが県行政の最大の使命であると常々言われております。全くそのとおりだと私も考えております。災害とか、病気とか、交通事故とか、犯罪とか、そういったものから最大限、人の命を守る使命、役割があります。

今日は、自殺（予防）対策について質問させていただきたいと思っております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であると言われております。自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

様々な悩みが原因で心理的に追い詰められて、自殺以外の選択肢が考えら

れない状態に陥ったり、役割喪失感などで、抑鬱状態、鬱病、アルコール依存症等で正常な判断ができない状態になっていることが明らかになっております。自殺は追い込まれた末の死であると、社会全体でこのことを再認識していくことが必要でございます。

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以来、我が国の自殺者総数が3万人台から2万人台に減少するなど、着実に対策の成果が上がってきているようでございます。

しかし、依然として毎年2万人を超えていまして、令和2年には、新型コロナウイルス感染症が拡大した影響などによりまして、11年ぶりに前年を上回ったようでございます。

自殺対策白書の概要では、我が国における若い世代の自殺は深刻な状態でありまして、15歳から39歳の5歳刻みの各年代の死因の第1位は自殺となっております。

人口減少対策をするのは当然でありますけれども、こういった貴い命を自ら絶つ、こういうことは何としてでも救わなきゃならない、止めなければいけない、こう思っておるわけでございます。そういう視点も必要だと。

そして、三重県におきましては、厚生労働省の人口動態統計によりますと、令和3年、2021年の自殺者数は、270人中171人が男性で約63%を占めますが、減少傾向にあるようでございます。一方、女性は99人と約37%ですが、前年より5名増加しております。20代、30代において、平成18年、2006年から自殺は死因順位第1位となっております。

自殺の原因となり得る生活困窮、そして孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティーなどのそれぞれの分野において連携し、そして、精神保健医療福祉施策などとの連携も必要でございます。

そこで質問させていただきたいと思えます。

このたび、国の自殺総合対策大綱が見直されたところでございますが、第3次三重県自殺対策行動計画の評価を現在策定中の次期のものへどのように反映していくのか、評価していくのか、次期行動計画へどう反映していくの

かということをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 第3次三重県自殺対策行動計画の評価、それから、それを次期行動計画へどう反映させていくのかということについてお答えさせていただきます。

本県では、平成30年3月に策定いたしました第3次三重県自殺行動対策計画に基づきまして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、対策に取り組んでいるところでございます。

現計画における達成状況としましては、取組ごとに設定した全27指標のうち、達成したのは11指標、達成していないが改善傾向にあるのは13指標、現時点で評価が困難なものは3指標というような状況でございます。

この具体的内容につきましては、子ども・若者、妊産婦、高齢者、それから生活困窮者等、ハイリスク者等に対する支援体制の整備については進んだものと認識しております。

ただ、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、研修会や啓発の機会、関係機関との連携会議等については、規模が縮小されたり、中止となったりしたため、なかなか進捗が図れなかったというような状況でございます。

現計画の期間は令和4年度末までであることから、その評価と検証を行うとともに、国の自殺総合対策大綱の方針等も踏まえまして、今年度中に第4次三重県自殺対策行動計画を策定することとしております。

次期計画では、その基本方針として、感染症により不安を抱えている人への支援対策を新たに追加し、新型コロナウイルス感染症の影響を背景とした心の悩みに関する相談対応、それからICTの活用など、感染症に備えた取組を実施していきたいと考えております。

また、本県における女性の自殺者数は、議員御指摘のとおり、令和2年以降増加していることから、女性に対する取組を強化する点からも、妊産婦への支援や就労等の不安を抱える方への支援を充実させていきたいと考えてお

ります。

また、県内全ての市町で自殺対策行動計画が策定されておりまして、令和5年度以降は、この県の計画を踏まえ、市町においても次期計画を策定する予定です。

今後もそれぞれの地域に応じた自殺対策が展開されますよう、引き続き市町、関係機関・民間団体等と連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。

しっかり評価はしていただいております。ただ、評価に対してなかなか達成できていないというのは16件とかありましたけれども、これはしっかりと今後も頑張っていただかなあかんわけでございます。

各市町でも、自殺対策行動計画がつくられておられます。そして、市町のプロフィールがつくられて、自殺をなくす努力をされております。県も、先ほどおっしゃいましたけれども、しっかりと市町とも連携を取り合いながら自殺をゼロにしていく思いでやっていただきたいなと思います。

もう本当に中身が非常に重たい話ですけども、時間の都合もありますので、次の（2）の、深刻な状況である児童・生徒の自殺対策について、お伺いしたいと思います。

特に注力すべき項目として、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中におきましても増加傾向で、令和2年は過去最多、令和3年には過去2番目の水準となっておりますのでございます。

このような状況の中、子どもへの対策は学校等との連携も非常に重要と考えますが、具体的にどのように取り組まれていかれるのか、御所見を求めたいと思います。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 児童生徒への対応についてお答えさせていただきます。

児童生徒に対しましては、具体的には病院事業庁へ委託し、県立こころの医療センター内のユースメンタルサポートセンターにおきまして、子ども・若者の専門相談窓口の設置、それからアウトリーチ支援、中学校、高等学校、大学への自殺予防を内容とした出前授業などを行っております。

令和3年度においては、生きづらさを抱える本人や御家族等の方からの新規相談件数は233件、アウトリーチ型支援の対応件数は49件、それから出前授業については7校において実施し、約1200人の生徒が参加し、今年度においても引き続き実施しているところです。

また、児童生徒は、コロナ禍において学校生活に変化が生じたり、行事、それから部活動が中止や延期となったりすることなどによって、孤立感や不安を抱えやすい状況であるとも考えられます。

それから、特に児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向がございますので、長期休業前から児童生徒に向けた自殺予防の啓発を行うとともに、より相談しやすいようSNSを活用した相談を引き続き行っております。

一方で、SNSやインターネットの利用により自殺が誘引される危険性もありますことから、児童生徒がこれらに関する正しい知識を持って、安全に利用することが必要であります。そのため、情報モラル教育に取り組んでおります教育委員会等とも連携してまいります。

児童生徒が悩みや課題を1人で抱え込まないために、困ったときには周囲に相談する、互いに支え合うという啓発等が非常に重要であると思っておりますので、今後も関係機関と協力しながら対策を進めてまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

〇22番（濱井初男） 時間が非常にせっぱ詰まってきましたので、次に行かせていただきます。

ひとり親家庭への支援についてでございます。

子育て中のひとり親家庭の実態と支援につきましてお尋ねいたします。

県内の他の世帯員を含むひとり親家庭の世帯数は約1万5000世帯、また、児童扶養手当を支給されている世帯数は約1万2000世帯とお伺いしており

ます。

2019年の国民生活基礎調査では、母子世帯の総所得は年間306万円と、児童のいる世帯の41%にとどまっている状況でございます。

また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の貧困率は48.1%と、約2人に1人が相対的な貧困状態にあると、県当局から伺っております。

そのような中、ひとり親世帯においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、原油価格・物価高の影響を強く受けております。

先日、ひとり親家庭を支援する団体による、子育てをしているひとり親に物価高騰の影響を尋ねた調査結果の公表がございました。8月から9月の状況として、米などの主食を買えないことがよくあった、時々あったを含めて56%と、何と半数以上の方が答えられています。大人の食事の量や回数を減らしたが62%。小学校の子どもの体重が減ってきていると訴える声もございました。

そこで質問します。

県においては、子育てをしているひとり親家庭の実態をどのように捉えておられるか、また、その支援としてどのようなことに取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（前野和美） 答弁は簡潔に願います。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） ひとり親家庭の実態をどう捉え、どう支援していくか、お答えします。

県では、現行のひとり親家庭等自立促進計画をつくる際に、令和元年度ですけど、当事者の方にアンケート調査を実施しています。その中で、ひとり親家庭の約4割の世帯が年収200万円未満であるとか、半数の世帯が不安定な雇用状況にあるというようなことが分かっております。

その後のコロナ禍のときにも、県内のNPO法人が調査しておるんですけど、休校になって子どもを預けるところがないという御家庭が約4割というような結果も出ています。コロナ禍が長引く中、急激な物価高も重なって、

ひとり親家庭はより深刻な状況にあると認識しています。

県では、こうした中で緊急的な支援が必要ということで、今年度、児童扶養手当受給世帯に対して、1世帯当たり2万円の電子マネーまたは商品券を給付することとしております。

また、身近な地域で食事の提供をしていただいております子ども食堂がさらに広がるように、これまで運営費の補助等もやってきたんですけど、さらにアドバイザーを派遣したり、研修会をやったりとか、支援を充実させていきたいと考えております。

今後も、ひとり親家庭が必要なときに必要な支援が受けられるよう、市町や学校、子育て支援に携わる様々な団体と連携しながら、ひとり親家庭に寄り添った取組を進めてまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 時間になりましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。48番 中川正美議員。

〔48番 中川正美議員登壇・拍手〕

○48番（中川正美） 伊勢市選挙区選出、自由民主党、中川正美でございます。

人生の本舞台は常に将来に在り。唐突ですが、地元伊勢が誇る憲政の神様、号堂こと尾崎行雄の名言として語り継がれています。心身ともに疲弊する中で尾崎が発した言葉ですが、このとき尾崎は74歳。それでもなお、人生の本舞台は過去や現在にあるのではなく、常に未来にあるのだという人生観を持っていたと言われていました。

この言葉は、人々に勇気を与え続けています。先般の故安倍元首相に向けた追悼演説でも引用されました。野田元総理は、この演説で尾崎の言葉を紹介し、安倍さん、あなたの政治人生の本舞台は、まだまだこれから先の将来にあったはずではなかったのですか、と亡き首相に問いかけました。衆議院本会議場でのこの言葉を聞いたとき、万感胸に迫るものがございました。

私は、これまでの議員活動を通じて、たくさんの経験を積み重ねてまいりました。幾多の困難にぶつかることもありましたが、そのたびにこの言葉で自分を奮い立たせてまいりました。

尾崎行雄、安倍さん、私とともにアラ古希、70歳前後であります。お二人の功績には及びませんが、私も地方議員となって40年を迎えます。人生の本舞台は常に将来に在り。ますます経験を積み重ね、明日以降の未来に生かしていきたいと決意を新たにしたところでございます。

それでは、質問に入ります。

まず、戦略的な観光誘客についてお伺いします。

前回の一般質問におきまして、観光振興について質問させていただきました。まず、インバウンドの推進についてであります。8月、9月には、新型コロナウイルス感染症の第7波など、前回質問時から今までに新型コロナの感染者数が増加する波もありましたし、現在も増加傾向にある状況ですが、国におきましては、外国人観光客を含め、外国人の入国者数の上限をなくすなど、従来の活性化方向にかじが切られております。

また、先日に示された国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の速やかな達成を目指し、

集中的な政策パッケージを推進するとともに、世界的な旅行需要の回復が見込まれ、大阪・関西万博が開催される2025年をターゲットに、新たな観光立国推進基本計画を今年度末までに策定するとされています。

もちろん、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながらなろうと思いますが、県におきましても、2025年の大阪・関西万博、その先の第63回神宮式年遷宮などを考えれば、インバウンドの受入れにぜひ力を入れていっていただきたいと思っています。

前回の質問におきましては、日本政府観光局と連携を強化して、伊勢神宮をはじめとする地域の有する歴史、文化や伊勢志摩国立公園等の美しい自然や豊かな食などの魅力を海外に積極的に情報発信するといった答弁でありましたが、その後の現状認識を含め、今後どのように外国人観光客の増加に取り組んでいくのか、御答弁をお願いいたしたいと思っています。

〔増田行信雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（増田行信） それでは、インバウンドに係る現状認識と今後の対応についてお答えいたします。

本年10月11日に、議員からも御紹介いただきましたが、国の水際対策が緩和されましたことによりまして、ビザの免除措置の再開であったり、また、1日当たり入国者数の上限撤廃などが行われるとともに、また、個人旅行が解禁されるなど、コロナ禍以前のように多くの外国人観光客が来県されるよう、観光事業者と共に三重県は期待を寄せているところでございます。

現状でございますが、県内の外国人観光客の状況につきましては、団体ツアーにつきましては、台湾、タイ、マレーシアなどからの予約が増えてきておるものの、中国からのツアーがまだ再開されていないということなどから、コロナ禍前と比較すると、半分には届かないというのが今の状況でございます。

また、個人旅行につきましても、海女小屋など、外国人観光客に人気の高い観光施設では、台湾、タイ、香港等からの観光客が多く見られるようになってきましたが、県全体といたしましては、依然として大きな回復に至っ

ていないと受け止めております。

このような状況を受けまして、県としましては、県内への誘客が図れるよう、海外の旅行会社へのセールスや商談会など、海外旅行会社に向けた働きかけを一層強化するなど、フランス、タイ、台湾、マレーシアなどの海外でのプロモーションに取り組んでいるところでございます。

また、日本政府観光局、JNTOと連携いたしました情報発信につきましては、年明けをめどにJNTOの公式ウェブサイトには、熊野古道伊勢路などの魅力につきまして、外国人目線による記事や写真を掲載する三重県専用のホームページを4言語で公表する予定となっております。

これらの取組に加えまして、インバウンドによる観光消費額を増加させるために、海女小屋体験施設や赤目四十八滝、高田本山専修寺など、県内の観光資源を生かしました高付加価値なインバウンド向け観光コンテンツの整備を行っておるほか、国が公募しておりました、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりのモデル観光地公募に応募していただきました伊勢志摩地域の取組への支援を行っておるところでございます。

このほか、大阪・関西万博の機会を捉えました関西観光本部と連携しました誘客に向けた取組や、三重県の特徴あるものづくり企業を活用いたしました産業観光の推進などにも取り組んでまいります。

訪日旅行の再開によりまして、インバウンドに対する地域や観光事業者の期待が高まっていることから、県におきましては、積極的なインバウンド誘致を推進してまいりたいと思います。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

先ほども触れさせていただきましたが、神宮式年遷宮につきましては、今後、令和7年の山口祭、令和8年のお木曳などの諸行事も執り行われ、徐々に機運も高まってまいります。

式年遷宮は、観光振興を進める絶好の機会であります。私はこの機会を逃

す手はないと考えており、諸行事の始まる前から、議会の場でも何回も質問させていただいております。

前回、式年遷宮に向けた観光戦略について質問させていただきましたが、知事からは、市町や観光関連団体、観光事業者とも一緒になって、神宮をはじめとした三重県のよさを発信する、そういう観光振興にしっかりと取り組んでいきたいと答弁いただいております。

先般の伊勢市長との円卓対話でも提案がありましたように、地元である伊勢市でも、関連祭事と時期を合わせて、せんぐう旅博という長期的な取組を進めると聞いております。

県としても、式年遷宮に向けて観光振興にしっかりと取り組んでもらえると思っていますし、伊勢市だけでなく県内市町とも盛り上げていただきたいと考えています。

そこで、観光局長に質問させていただきます。

来る令和15年の式年遷宮に向けまして、今後、観光局としてどのように取組を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

[増田行信雇用経済部観光局長登壇]

○雇用経済部観光局長（増田行信） 令和15年の神宮式年遷宮に向けた県の取組についてお答えをいたします。

本県の観光入込客数は、前回の第62回神宮式年遷宮が実施されました平成25年には、当時として過去最高の4080万人を記録しておることから、式年遷宮という機会は、本県を全国にPRし、誘客につなげる大きなチャンスであると考えております。

今後、次期の式年遷宮、また、大阪・関西万博の開催、また、リニア中央新幹線の東京一名古屋間開通などを見据えまして、戦略的な観光誘客の推進と質の高い観光地づくりに注力していく必要があると考えております。

取組を進めるに当たりましては、三重県の観光の課題としまして、大きく二つあると認識しております。

一つ目の課題であります、前回の式年遷宮年でありました平成25年以降、

首都圏からの宿泊来訪シェアが縮小傾向にあるということでございます。一般的に、首都圏からの来訪者の観光消費額は高額であることから、観光消費額を増額させるためにも、首都圏からの来訪者数を増やすことが必要であると考えております。

二つ目の課題としましては、本県における平均宿泊日数が、令和2年が1.16泊で全国第46位、令和3年が1.20泊で全国第43位と非常に低位であるということでございます。前回の式年遷宮の際に来県された旅行者の中には、県外で宿泊された方も多かったというお声もいただいておりまして、県内の宿泊者を増やすとともに、滞在期間を延ばしていただく必要があると考えております。

そこで、首都圏など大都市圏からの来訪者数の増加に向けまして、首都圏等大都市圏での観光プロモーションを戦略的に強化していくことで、本県への誘客を進めてまいりたいと思います。

また、今年度からは、体験型コンテンツの創出や磨き上げ、魅力ある観光コンテンツを活用いたしました県内周遊ルートの創出にも取り組んでおります。式年遷宮で来県された旅行者の方が、県内の宿泊施設を拠点に滞在を楽しみ、もう一泊、もう一食、もう一体験していただけるよう、拠点滞在型観光を継続的に推進していくことにより、県内での平均宿泊日数の増加につなげてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、県内の市町や関係機関と連携を図りながら、次期式年遷宮に向けて、中長期的にプロモーションやコンテンツ・受入れ環境整備を展開し、国内外からの誘客促進にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） では、次の質問に移ります。

先ほどの質問の中でも、県内市町と共に観光振興にしっかりと取り組んでいただきたいと申し上げましたが、地域資源の活用に当たって、近年、アドベンチャートラベルという考え方がございます。

アドベンチャートラベルは、自然、文化、アクティビティーを通じて大自然とふれあったり、文化を体験したりする観光形態とされており。サイクリングやカヌー、トレッキングといった自然を体験するスポーツから、陶芸や染物などの文化体験まで含まれ、自然環境に負担をかけない前提で、こういった体験を行うものとなります。

私がこのアドベンチャートラベルに注目するのは、従来型の特定の観光資源を点で見に行く観光と異なり、地域の自然がもたらす影響や土着の文化を学びながら、面でも楽しむものであること、そのために長期滞在につながることであります。

長期滞在となれば、宿泊や食事などの消費額も増加することになりますし、自然や文化を学ぶためのガイド等が活躍する場も増加することが期待できます。また、これらを総合的にコーディネートするために、旅行会社がパッケージしてツアーを企画することにもつながると思います。さらに、体験や学びは屋外で行われるものが多く、少人数の参加で成り立つため、感染リスクが低く、環境への負荷が少ないと言われています。

三重県は、伊勢神宮や海女、熊野古道に見る文化、リアス式海岸や大台ヶ原といった自然、その自然の中でアクティビティーなど、大変恵まれた地域であると思います。それらを生かすためにアドベンチャートラベルという切り口は有効かと思いますが、よろしく願いいたします。

〔増田行信雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（増田行信） それでは、アドベンチャートラベルにつきまして、県の取組についてお答えいたします。

議員からも御紹介がありましたが、三重県は南北にわたる豊かな自然に恵まれ、伊勢神宮、世界遺産熊野古道、海女などの歴史文化、三重ならではの自然を生かしましたサイクリングツアーや森林セラピーウオーク、農家民泊での日本文化体験といったアクティビティーなど、アドベンチャートラベルに適した資源が数多くございます。

また、アドベンチャートラベルの旅行者は、ヨーロッパ、アメリカ、オー

オーストラリアなどの富裕層の割合が非常に高く、地域での滞在日数が平均14日以上となって、非常に1人当たりの消費額は大変高うございます。

地域への経済効果が高いことなどが特徴となっております、これは、三重県が進める拠点滞在型観光が目指すところと合致するものでありまして、有効な取組であると考えております。

このため、本県といたしましては、拠点滞在型観光を推進する中で、アドベンチャートラベルの視点を生かしながら、三重ならではの資源を面的にストーリー性のある滞在価値として磨き上げ、発信していくことが重要であるとと考えております。

また、旅行者がその地域の生活に触れ、新たな気づきを得られる貴重な体験を提供するためには、専門的なノウハウを持つガイドの育成・確保や地域住民の協力が大変必要でございまして、地域の受入れ体制などもしっかりと整えてまいりたいと考えております。

アドベンチャートラベルのような新たな旅の需要の高まりを逃すことなく、三重県が国内外から滞在地として選ばれるよう、市町や地域の観光関連事業者と連携しながら、拠点滞在型観光を推進してまいりたいと思います。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

今回、アドベンチャートラベルは、観光資源の中でも自然や文化、アトラクションという切り口でございました。

私は、伊勢志摩フィルムコミッション事業推進委員会で委員長を務めておりますが、映画という切り口もまた地域の魅力を伝えられるツールであります。ファンが訪れますきっかけ、いわゆるタビマエのストーリーを伝えられるものだと思います。

伊勢志摩を舞台に撮影されていた映画はたくさんありますけれども、最近のものでは、4月に全国上映されました「ニワトリ☆フェニックス」、来年上映予定の「親のお金は誰のもの 法定相続人印」などがあります。

また、来年は、伊勢市と縁のあります小津安二郎監督の生誕120周年とな

ります。私の母校であります宇治山田高校の同窓会や伊勢商工会議所、伊勢市も加わって記念事業も計画されているようですので、こういった切り口も、ぜひとも観光集客につなげていただきたいと思います。

知事におかれましては、来年度から、観光局が観光部という形に変わるわけでありますけれども、ぜひとも観光三重というものをさらにさらに充実をしていただきたいなと心から願うところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

海女漁業の振興について伺います。

本県における海女漁業は、1200年以上前の奈良時代の木簡に記録があるなど、大変長い歴史を有しています。そして、素潜り漁としての技術は現代まで継承されており、鳥羽・志摩地域において自主的な資源の保護や管理など、持続可能な仕組みを持った漁業として営まれております。

その歴史的・文化的価値が評価され、平成29年には、文部科学大臣より、鳥羽・志摩の海女漁の技術が国重要無形民俗文化財に指定されるとともに、農林水産大臣によりまして、鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業が日本農業遺産の認定を受けました。また、令和元年には、文部科学大臣によりまして、海女（Am a）に出逢えるまち鳥羽・志摩が日本遺産に認定されました。

県教育委員会、鳥羽市立海の博物館の調査によりますと、平成30年時点で、全国に1390人の海女がおられ、そのうち本県には47%に当たります647人がおられるとのことですが、全国で一番海女が多い、そういう県となっています。

しかしながら、本県の海女の人数は減少を続けており、平成元年の1937人から約30年間で3割程度にまで減少しております。

海女の主な漁獲物はアワビ、サザエですが、特に値段が高いアワビの漁獲量が著しく減少しています。アワビの漁獲量が最も多かったのは、昭和41年の752トンで、近年では50から100トン程度で推移していましたが、令和2年には過去最低の30トンとなりました。

私は先日、鳥羽市立海の博物館で開催されました現役の海女の方々との意

見交換の場に参加いたしました。海女の皆さんは、アワビの減少とともに、海水温の上昇や藻場の減少など漁場環境の変化についても危惧されておりました。

漁場環境の変化という大変難しい問題ではありますが、本県の海女漁業を将来にわたって継続していくためには、何とかこの変化に対応しつつ、漁獲物としての大変重要なアワビ資源の回復を進めていく必要がありますが、海女漁業の重要な漁獲物であるアワビ資源の回復に向けてどのように取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、本県の伝統あるこの海女漁業を次世代にしっかりとつないでいくためには、アワビ資源の回復とともに、新たな担い手の確保にも取り組んでいく必要があります。

現在、海女の担い手の多くは地元の方ではありますが、先日の海の博物館での意見交換には、県外から三重県に来て海女になられた方が出席されておりました。県外出身の方が増えているとお聞きいたしました。本県海女漁業を次世代に継承していくには、地元出身の方と併せて、こうした県外の方も対象に担い手の確保につなげていく必要があると思いますが、伝統ある海女漁業を次世代につないでいくために、新たな担い手の確保にどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 海女漁業の振興につきまして、アワビ資源の回復に向けた取組と新たな担い手の確保についてお答えいたします。

県では、アワビの資源回復に向けて、高水温化など漁場環境の変化に対応するため、安定的な採卵技術の開発に取り組むとともに、アワビの資源状況を踏まえた適切な資源管理方法の漁業者への提示、種苗生産、漁業者による種苗放流への支援を行っております。

また、種苗放流の効果を高めるため、種苗を大きく育ててから放流する技術の普及、種苗放流マニュアルに基づく効果的な放流方法の指導、放流したアワビを外敵から守り、生育場となるコンクリート板を用いた漁場造成など

に取り組んでいるところです。

さらに、減少が著しい藻場の回復に向けては、減少要因を把握するためのモニタリング調査の実施、海藻の生育に適した場所での藻場造成、海草の移植や食害生物の駆除など、漁業者等が取り組む藻場保全活動への支援などに漁協、大学、市町と連携して取り組んでいます。

一方で、本県の海女は減少を続けており、高齢化も進んでいることから、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっています。

このため、県では、新たな担い手の確保に向けて、日本農業遺産関連イベントや首都圏での真珠関連イベントにおける魅力発信、大都市圏や県内で開催される就業フェアにおける海女漁業や就業支援策の紹介、オンラインで海女漁業や漁村の暮らしなどを学べるみえ漁師 S e e d s の開設など、様々な機会を通じて情報発信に取り組んでいるところであり、今後は、就業希望者の相談に直接海女がオンラインで答える機会を創出するなど、みえ漁師 S e e d s の充実を図っていきたいと考えています。

また、県内外の海女を目指す方々が円滑に就業できるよう、漁協等が運営する漁師塾における研修への支援、国の長期研修制度の活用促進などに漁業関係団体や市町と連携し、引き続き取り組んでまいります。

今後も、全国一海女が多い県として、伝統ある海女漁業を次世代につなげられるよう、関係者と連携しながら、アワビの資源回復と新たな担い手の確保にしっかりと取り組んでまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

本県の海女漁業の歴史的・文化的価値は日本が世界に誇れるものだと私は考えております。今後、地域におきまして、ユネスコ無形文化遺産や世界農業遺産への登録・認定への機運が高まってきた際には、県もしっかりと御支援を願いたいなど心からお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

離島の活性化についてお伺いいたします。

御承知のように、三重県には離島が六つ存在しています。その内訳は、鳥羽市には神島、答志島、菅島、坂手島の4島が、志摩市には渡鹿野島、間崎島の2島となります。

離島には、離島のすばらしいよさもあれば、離島ならではの多くの課題も数多くあるのが現状であります。

離島の抱える問題についてお話しますと、離島の人口減少率は過疎地域よりも高く、医療や福祉、教育の面でも、本土に比べ多くの課題を有しています。

一方、離島は海洋資源の利用や多様な文化の継承、自然環境の保全と併せて、自然とのふれあいの場や機会の提供、食料の安定的な供給等、生活する上でも大変重要な役割を担っています。

このように、離島は大変重要な役割を担っているわけでありますけれども、やはり四方を海で囲まれている等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にあることから、その格差を是正することによって住民生活の安全向上を図ることを目的といたしまして、1953年に議員立法によりまして離島振興法が10年間の時限法として制定されました。

この離島振興法は、離島にとって大変重要な法律であることから、これまでに6度延長されました。現行法は、2022年度末で期限を迎えることになっています。去る11月9日、離島振興法の一部を改正する法律案が国会で提出され、無事18日には可決・成立し、さらに10年間延長されることになりました。

法律の新たな内容としては、関係人口のような島外の人材を巻き込んでいく視点が盛り込まれたほか、県による離島を有する市町への支援の努力義務が新設されたところであります。

そこで質問いたします。

離島を有する三重県として、離島振興法の延長・改正をどのように捉えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔下田二一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（下田二一） それでは、離島振興法の延長・改正をどのように捉えているのか、お答えいたします。

県内では、鳥羽市の4島及び志摩市の2島が離島興法に基づく離島振興対策実施地域に指定されており、これまで離島活性化交付金や漁港整備に係る補助率かさ上げなどの施策を活用しながら、ハード、ソフトの両面において、市と連携して離島振興に取り組んでまいりました。

しかし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島では、著しい少子・高齢化の進行のほか、交通便利性の確保や医療従事者の不足など、いまだ多くの課題が残されていると認識しております。

このため、離島を有する27の都道県で構成する離島振興対策協議会として、昨年来、離島振興法の延長・改正を要望してきたところであり、今回、議員立法により法の期限が延長されたことに安堵しますとともに、改正の内容についても高く評価しているところでございます。

特に、関係人口のような島外の人材を巻き込んでいく視点や離島に係る国の規制の見直しについての配慮事項が追加されたことなどは、これまでの要望が反映された部分だと感じております。

今後は、新たな離島振興法に基づく、より実効性、柔軟性のある事業の実施や離島活性化交付金等の予算の確保に向け、引き続き、他の都道府県ともに連携して国へ要望していくとともに、鳥羽市、志摩市に対する広域的な連携に係る支援や情報提供など、県の役割をしっかりと担いながら、離島の振興に向けて取り組んでまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

離島振興法の改正によりまして、国を挙げて離島を守っていこうとすることが示されたわけでありますけれども、県としてもしっかりと対応が必要となります。

私はこれまで離島を度々訪問していますが、島民と意見を交換する中で、様々な声が届いています。例えば、増えている空き家の問題や離島航路の運

賃負担、医療や子育て等が挙げられています。

県では、離島振興法に基づき、離島の振興に向けた計画を策定していますが、同法の延長を受け、現状を踏まえた課題に対応した計画を新たに策定することになると思いますが、そこで、今後10年間を見据えた離島振興計画の策定に当たり、どのような課題を認識し、どのように離島を振興していくのか、考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

〔下田二一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（下田二一） それでは、離島の課題と離島振興策についてお答えいたします。

離島地域では、人口減少、少子・高齢化の進行に歯止めがかからず、地域社会や主要産業担い手の不足が課題となっております。また、新型コロナウイルス感染症の流行も相まって観光客の減少が続いておりまして、地域の活力低下が懸念されるという状況でございます。

県内の離島では、離島振興法で示されます多様な文化の継承、あるいは自然とのふれあいの場及び機会の提供など様々な役割を担っております。

離島がこれらの多様な役割を十分に発揮するためには、離島における人口の急激な減少を食い止め、定住を促進する必要があることから、引き続き、離島航路をはじめとした交通の維持・改善、水産業や観光業等の振興、生活インフラ整備など、あらゆる分野からのアプローチにより離島の振興を図ってまいります。

また、法律に新たに盛り込まれました離島に継続的に関わる外部人材を巻き込んでいく視点のほか、二地域居住やワーケーション等、国民の生活様式や働き方が多様化、流動化している時代潮流も踏まえまして、離島ならではの持続可能な生活様式について発信していくことも重要と考えております。

いずれにいたしましても、新たな離島振興計画の策定に当たりましては、離島で暮らす方々の御意見をしっかりと聞き、鳥羽市、志摩市とも十分に協議しながら進めてまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

離島振興に関連いたしまして、私が秘書として仕えました田村元代議士の話をさせていきたいと思います。

田村元代議士は、三重県を代表する政治家で、衆議院議長や通商産業大臣等々、数々の経歴をお持ちであったことは御承知かと思いますが、三重県の地元であります鳥羽市の離島振興にも大変注力された功績がございます。

例えば、神島では漁港の整備に尽力されました。神島を歩きますと、神島漁港の近くには田村元先生之像が建っており、この銅像は、島の島民が感謝の意を込めて、お金を出し合って建てられたものとなります。このような動きは、答志島、そして菅島でも見られます。

私も一議員として、田村代議士の離島の振興にかけた思いを受け継ぎ、頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

身体障害者補助犬についてであります。

最初に、一つの映画について紹介させていただきたいと思います。

「桜色の風が咲く」という映画がございます。この映画は、9歳で失明、そして18歳で聴力を失いながらも、世界で初めて盲聾者の大学教授になられた福島智さんの生い立ちを描いた実話であります。

視力を失い、そして聴力も失い、孤独に陥ってしまった智さん、そのようなときに、お母さんが日常生活の中で見つけた指点字という新しい会話が、智さんに未来への希望をもたらしたという話であります。

盲聾者の方にとってはいかにコミュニケーションを取るのかが課題となっていました。この指点字は多くの盲聾者に希望を与えています。

指点字が多くの盲聾者に希望を与えたように、体の不自由な人にとって大切な存在、体の一部である身体障害者補助犬のことに、今回、お伺いさせていただきたいと思います。

補助犬は、目の不自由な方の歩行の手伝いをする盲導犬、手足が不自由な方のドアの開け閉めや着替えの手伝いをする介助犬、聴覚に障がいのある方

が聞こえない音を身体にタッチするなどして知らせる聴導犬がいます。

国の調査では、令和4年10月1日現在、全国での補助犬の頭数は、盲導犬が848頭、介助犬が53頭、聴導犬が58頭となっています。三重県では、盲導犬が9頭、介助犬が1頭、聴導犬がゼロになります。

実際の頭数だけで判断できるものではありませんが、補助犬を必要とする方が利用できていないことがないよう、制度の普及啓発を進めてほしいと思っています。

また、平成14年に施行されました身体障害者補助犬法では、国や自治体が管理する公共施設、民間公共機関、不特定多数の者が利用する施設において、やむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

今年は法が施行されて20年となり、補助犬の役割や補助犬の同伴を拒んではならないことなどについては社会に浸透し、当たり前となっていると思いたいところでもあります。

しかしながら、盲導犬の同伴を拒否された問題が今年度の国会でも取り上げられ、日本盲導犬協会の聞き取り調査でも、同伴を拒否されたことがあると複数の方が回答されています。

こうしたことから、補助犬の意義について幅広く、そして継続的に啓発を行っていく必要があると考えております。

そこでお伺いします。

補助犬を必要とする方や県民の皆さんに、補助犬の制度や意義についてより一層の周知啓発を行うべきと考えますが、県の見解をお伺いしたいと思えます。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 補助犬の意義であるとか、より一層の普及啓発についてどう取り組んでいくのか、お答えします。

補助犬は、障がいのある方の日常生活をサポートする大切なパートナーです。

平成14年には、身体障害者補助犬法が制定され、電車やバスに乗ったり飲

食店等に入店する際、補助犬の同伴が法的に保障されるなど、補助犬は障がいのある方の自立と社会参加に欠かせない存在であり、重要な役割を担っていると認識しています。

そのため、県では補助犬の育成に対する支援を行っております。議員から御紹介があったように、県内では現在、盲導犬が9頭、介助犬が1頭活躍しております。

盲導犬を利用する視覚障がい者の方からは、安心して1人で外出でき、行動範囲が広がったとの声もあり、障がいのある方への補助犬の利用がさらに進むよう、障がい者向けのイベントにおいて盲導犬との歩行体験会を実施したり、補助犬に対する相談コーナーを設置するなど、補助犬の普及に向けた取組を行ってきました。

一方で、近年、県内ではそういう報告は把握していないんですけど、全国的には補助犬の同伴を拒否する事例も発生しております。そうしたことから、事業者をはじめ、広く県民の皆さんに向けた啓発も必要であると認識しています。

そのため、事業者に対しては、補助犬の同伴を受け入れる義務があることを啓発するステッカーであるとかリーフレットを配布するなど、理解促進に取り組んでいます。

また、小・中学校や高校において、盲導犬のサポートを受けている障がいのある方に体験談をお話いただくなどの取組も行っているところです。

今後も、補助犬の育成を支援するとともに、障がいのある方をはじめ、県民や事業者の皆さんに広く補助犬の役割等について理解を深めていただくことで、障がいのある方が補助犬を同伴して当たり前で日常生活を送ることができる社会となるよう、しっかり取り組んでまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ぜひともよろしく願いいたします。

次に、踏切内への点字ブロックの設置について、お伺いしたいと思っております。

本年4月に、奈良県内の踏切におきまして、目の不自由な方が電車に接触し、死亡するという痛ましい事故がございました。付近の防犯カメラには、この方が踏切横断中に遮断機が下り始め、線路内で立ち止まる姿が映っていたとのことであります。

目の不自由な方は、踏切の警報器の音が頼りとなります。奈良県の事故で亡くなられた方は、踏切近くにいることは認識していましたが、踏切の外側にいると思い、列車に接触したと見られています。

この事故を受け、6月に国土交通省は、道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定し、目の不自由な方が鉄道の踏切の位置を把握できるよう、点字ブロックを整備する方針を打ち出しました。

道路の移動等円滑化に関するガイドラインは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき実施する道路事業の運用指針として作成され、その中で点字ブロックの整備が必要な場所についても定めていますが、これまで踏切については記載がありませんでした。

もし、歩道の延長で踏切内に点字ブロックが設置されていれば、奈良県で亡くなられた方も電車が来る前に踏切内から出られたかもしれません。

そこでお伺いしたいと思います。

こうした痛ましい事件が今後発生しないよう、本県も踏切内への点字ブロックの設置について積極的に取り組むべきと考えますが、御所見をお伺いしたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、踏切内への点字ブロック設置についてお答え申します。

これまで道路管理者が道路を整備するに当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法の規定や、その具体的な運用方針として国土交通省が定めた道路の移動等円滑化に関するガイドラインに基づき実施することで、安全・安心な道路整備に努めてきたところであります。

そのような中、議員御指摘でありました奈良県内で発生した踏切事故を受けて、令和4年6月に国のガイドラインが改定されました。

このガイドラインの改定により、主要鉄道駅周辺で多数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれる、国が指定した特定道路などの踏切道における注意喚起や方向指示を行うための指針が示されております。

その内容ですが、踏切手前に視聴障がい者誘導ブロックを設置することを標準的な整備とし、また、踏切内には、表面に凹凸のある誘導表示等を設置することが望ましい整備として、同ガイドラインに位置づけられております。

なお、踏切内の視聴障がい者誘導ブロックのデザインや設置位置など具体的な仕様については、同ガイドラインの中で引き続き検討されることとして示されているところであります。

今後の取組であります。誰もが安全で暮らしやすいまちづくりを進めていくことが本県としても非常に重要であると考えておりますので、踏切道における誘導表示等の具体的な仕様が示され次第、まずは県管理の特定道路に指定されている踏切道4か所について、鉄道事業者と協議しながら、踏切内に凹凸のある誘導表示等の設置を速やかに進めていきたいと考えております。

また、特定道路以外の踏切道、100か所以上ありますが、これらについても視覚障がい者の利用状況などを勘案しながら、積極的に対策を進めていきたいと考えております。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。

今般の奈良県の事故のニュースを見聞きいたしまして、目の不自由な方は大変怖い思いをして、あるいは不安な思いで踏切を毎回横断されていることを身につまされて感じました。こうした思いを少しでも解消していただきたいと思います。

先ほど点字ブロックの具体的な仕様が示され次第、まずは特定道路の4か所の踏切から設置に向け取り組まれるとの答弁でしたが、早期の完成を心からお願いいたしたいと思います。

それでは、次に、介護人材の確保についてお伺いいたします。

本年6月14日に、厚生労働省により、令和4年版の高齢社会白書が閣議決定されました。その白書は、高齢社会対策基本法に基づき、平成8年から毎年政府が国会に提出している年次報告書であり、高齢化の状況や政府が講じた高齢化社会対策の実施の状況、講じようとする施策について書かれています。

それによりますと、令和3年10月1日現在の日本の総人口は1億2550万人、そのうち65歳以上人口は3621万人となっており、高齢化率は28.9%となっています。さらに、先の話でありますけれども、令和47年には、約2.6人に1人が65歳以上、約3.9人に1人が75歳以上になっていると推計されています。

また、三重県の長期的な総合計画でありますみえ元気プランにおきましても、本県の総人口の約5人に1人が75歳以上の後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、それを支える介護職員について、令和7年度において3000人以上不足することが見込まれるとの記載もございます。

人類の平均寿命の伸びとともに健康寿命も伸びていますが、今後ますます高齢化が進展していく中、要介護者や要支援者、独り暮らし高齢者、認知症高齢者も増加を続け、介護職員に対する需要は増える一方であると想像できます。

一方、令和2年1月に県内で初めての陽性者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症への対応は、はや3年を迎えようとしています。介護に関わる職員の方々は、重症化のリスクが高い高齢者への対応に心身ともに非常に大きな負担を受けながら、介護サービスの提供の継続について高い志で懸命に御尽力いただいているところであり、改めて心より感謝申し上げたいと思います。

これまでも介護人材の確保につきまして様々取り組んでいただいておりますが、こうしたコロナ禍において、感染防止対策など新たな負担が増していることや感染者の急増に伴い、介護従事者が出勤できなくなり、さらに業務が集中してしまうことなど、介護の現場を取り巻く環境がより厳しいものと

して捉えられ、特に若い世代からこれまで以上に敬遠されてしまうことになってしまわないか危惧しているところであります。

介護人材の確保が十分にできなければ、入所サービスが必要な高齢者のための施設整備に支障を来すほか、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるため、在宅でのサービスを希望する方への支援も滞ってしまうこととなります。

とはいえ、一朝一夕に人材確保はできるわけではありません。いかに多様な人材に戦力になっていただくか、あるいは、現在従事している方々の負担を軽減する、業務の効率化を図るなどして働き続けていただくなど、そういった取組も大変重要になってくると思っておりますが、そこで、三重県における介護人材の確保につきまして、今後も不足が見込まれる中、その解消を少しでも進めていくためには、若い世代から魅力ある職場とじてもらえる取組やそういった職場づくり、また、それらを広く知っていただくための情報発信はもちろんのこと、多様な人材の活用、さらには現場における負担軽減等についてどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思っております。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） 介護職員の魅力発信や確保についてお答えいたします。

介護職員につきましては、厚生労働省の需給推計方法に基づき本県が算定した結果、議員御指摘のとおり、令和7年で3000人以上の不足が見込まれております。

そのような中、福祉や介護の仕事の魅力を発信し、理解を深めてもらうため、小学校から高等学校の児童生徒、保護者、教職員を対象として、福祉・介護の魅力発信事業に取り組んでおります。学校側に対しても、福祉や介護を取り巻く状況を十分伝えた上で、現場で働く方を講師としたセミナーの開催や仕事の内容ややりがいを伝えるパンフレットの配布を行っています。また、夏休みには、児童生徒、保護者を対象に体験バスツアーを実施しております。

このほか、県内のショッピングモールで福祉・介護フェアを開催し、介護技術コンテストや介護ロボットの体験会等を行うとともに、関係団体や職能団体による取組に対しても支援を行っております。

多様な人材の活用につきましては、元気な高齢者の社会参加を促し、介護人材の役割分担を図るため、周辺業務を担う介護助手の導入を進めております。本年度は、新たに介護助手普及推進員を創設し、より多くの導入が図られるよう取り組んでいます。

また、介護福祉士養成施設に在籍する外国人留学生や外国人技能実習生等が増えています。そのため、外国人留学生に対して奨学金を貸与する介護事業所への支援を行うとともに、外国人技能実習生等を対象に、日本語や介護技能などの集合研修を実施しています。加えて、受入れに関心のある事業者に対してセミナー等を実施することにより、外国人材の参入促進に取り組んでいます。

業務に係る負担軽減や効率化については、平成29年度から介護ロボット導入支援事業を、令和元年度からICT導入支援事業を実施し、導入する事業所に対して支援を行っています。さらには、令和3年度からは、導入をより促進するため、補助率を4分の3から5分の4に引き上げております。

このほか、勤務環境の改善に積極的に取り組む介護事業所が社会的に評価される仕組みとして、働きやすい介護職場応援制度を創設しております。

みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所に対しては、取組内容の公表やアドバイザーを派遣することなどにより、介護職場のイメージアップを図るとともに、勤務環境の改善や働き方改革の促進につなげ、新たな人材の確保や定着を支援しております。

このように魅力発信、多様な人材確保、勤務環境改善など、あらゆる方策を総動員して、介護職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） 御答弁いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、病児保育についてお伺いいたします。

病児保育とは、子どもが風邪引きなどの入院までいかない比較的軽い症状の病気により、保護者の仕事などで家庭での保育が難しい場合に、病院や保育所などの専用スペース・専用施設において、病気の子どものを一時的に預かることをいいます。

子どもに発熱があると、一般的に保育所では子どもを預かってもらえません。子どもが病気になったときに、保護者が休みを取って子どもを見ることができればよいと思いますが、保護者が仕事を休めない場合もあります。そのような場合に、病気の子どものを預かって保護者をサポートしてくれる病児保育は、共働き家庭が増える中で子育て支援の大変重要なサービスであります。

国の調査では、令和2年度におきます病児保育事業の実施箇所数は、全国で3582か所と年々増加しています。しかしながら、私が子育て中の方からお話を聞く限りでは、病児保育に対する認知度は決して高いとは言えない状況であります。また、病児保育を利用する際の手の煩雑さなどから、利用をためらうという声もたくさんございます。

施設運営においても課題があります。病児保育は、利用児童数が日々変動するため、十分な事業収入を安定的に得られません。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、利用児童数の減少が顕著になっています。

こうしたことから、病児保育については、必要とする方が利用しやすくとともに、施設も継続的に事業運営ができるようにしていく必要があります。

そこでお伺いしたいと思います。

本県における病児保育の現状はどうか、今後の取組についても併せてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 本県の病児保育の現状と今後の取組についてお答えします。

病児保育は、子どもが病気のときに保護者が就労等により家庭での保育が難しい場合、子どもを一時的に保育するサービスであります。現在、県内では、年によって変動はあるんですけど、年間7000人前後が利用しているという状況にあります。

県では、病児保育事業を行う市町に対して、運営費や施設整備費の補助を行っています。

施設数は、市町が定める利用見込みも踏まえ、子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度の10施設から、令和4年度の20施設まで着実に増加しており、現在は広域利用も含めて、23市町で利用できる状況になっております。

しかしながら、地域によっては、近隣に協力してもらえる医療機関がないことや、年間を通じて利用児童数の変動が大きく、職員の配置や採算の確保が難しいこともあって、事業の実施が進んでいない市町もあります。

また、利用者からは、市町をまたぐ勤務先の近くで利用ができないであるとか、空き状況が分からない、議員から指摘のあったように、利用手続が煩雑であるというような声も聞かせてもらっています。

そのため、県では現在、病児保育を行う施設を対象に、利用者の状況であるとか、インターネットを活用した空き状況の提供や広域利用などに関する意向について調査を行っているところです。

その上で、調査結果も踏まえて、ICTを活用した利便性の向上や広域利用を一層進めることなどにより、病児保育の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

〔48番 中川正美議員登壇〕

○48番（中川正美） ありがとうございます。

病児保育のことを県民の皆さん方にたくさん知っていただいて、御理解いただきたいと思いますし、それによって利便性の向上に努めていただきたいと思いますし、先ほども御答弁がありましたけれども、広域化という話がございました。ぜひとも、情報化時代でありますから、そういう形でやってい

ただきたいなと思いますし、保育事業というのは主体が市町の事業でございますので、その辺り、県と市町が強力に連携を密にさせていただきたいなと思います。そういうことによって安心と支え合う社会を進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきたいと思います。知事には、機会がなかったわけでありますが、またこれからもよろしく願い申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。34番 長田隆尚議員。

〔34番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○34番（長田隆尚） 亀山市選挙区選出、草莽会派の長田でございます。

今日もリニア中央新幹線のほうからまずは入りたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、今月1日、第2回三重県リニア推進本部会議において、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会への県内駅候補地案が決定され、4日のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会にて、三重県駅候補地案が報告されました。

(パネルを示す) この図が候補地案になります。亀山市が発表した三つの5キロメートル円、ここでは白い点々と入っておりますが、どう検討していくかと思っておりましたら、どちらかという予想外の3案のままで、青の点々のようなエリアに絞り込んだというのが今回の提案でした。

(パネルを示す) この図は、昨年10月のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会時と、今年の11月の臨時総会時のリニア中央新幹線の全線開業に向けたスケジュールを比較したものです。

J R東海への要望は、既に11月18日になされたので加筆してありますが、スケジュールからいいますと、本年夏頃、開催予定の総会で決定される予定であった県内駅候補地案が11月の臨時総会にずれ込みましたが、2023年から2026年の概略ルート(3キロメートル幅)と概略駅位置(直径5キロメートル円)が示される計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、具体的なルート及び駅位置が示される環境影響評価準備書、そして、最終の環境影響評価書の時期については年度単位の表記が年が変わり、全体としては少し早まったという感じです。ぱっと見ておられますと同じように見えますが、「年度」が「年」に変わっておるということです。

そして、4日のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会では六つの決議がなされ、その中の一つに、県内の停車駅位置の確定に向けたJ R東海への三つの要望、すなわち、三重県駅は、別添で示す亀山市内の三つのエリアを検討し、ルート・駅位置を提案されたい、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会が、それぞれの駅候補地について「開発の実現性」「交通利便性」「将来の発展可能性」の観点から評価した、メリット・デメリットを十分に踏まえ選定されたい、選定の考え方や具体的な調査結果の内容について、県が設ける場において十分説明されたい、がありました。

そこでお伺いしますが、11月18日、J R東海への要望時において、県内停車駅位置の確定に向けた三つの要望に対するJ R東海の受け止めはどうであったのでしょうか。

また、今後、名古屋―大阪間では、2023年に環境影響評価の手続が開始さ

れ、計画段階環境配慮書で概略ルート（3キロメートル幅）と概略駅位置（直径5キロメートル円）が示されることになるとと思いますが、環境影響評価方法書、具体的なルート及び三重県駅が決定する環境影響評価準備書、環境影響評価書までのスケジュール感についてどのような感触であったのか、そして、県として見通しはどうであるのかについて、お伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 11月18日にJR東海の東京本社に行きまして、金子社長以下の方々に、11月4日に、先ほど議員から御指摘をいただきました同盟会での決議、それからルートについての地図も示しまして、私どもとしての考え方を話してまいりました。これにつきましては、これからJR東海のほうで、同盟会の決議も踏まえまして検討していくということでございました。

確かに、地図では駅の位置の円を小さくしただけのように見えますけれども、それぞれの地点についてのメリット、デメリットの検討もいたしておりますし、対象の地域が狭くなったということだけでも、ある意味では絞り込みということはできているわけですし、JR東海もその受け止めはあると思っております。

三重県は、ほかの県に比べましてリニア中央新幹線が通る区間の距離が長いわけでごさいます、それによって駅位置も検討していく要素が増えてくるということをJR東海も言っておられました。

私として申し上げたのは、JR東海のほうでこれということでお決めるのではなくて、ある程度のポイントが分かってくたら私どものほうに教えていただけませんかという話も言ってまいりました。それも対応していただけるものと思っております。

今後のスケジュールであります。これについては、今年の6月に総理が三重県においでになられたときに、荒井奈良県知事も三重県においでになられて、私と3人で、総理のほうから、骨太の方針にもあるようになるべく早いタイミング、来年度中に環境影響評価ができるように頑張ってもらいたいという

お話もありました。これもＪＲ東海、当然知っておりますけれども、私のほうからも改めて伝えておまして、なるべく早いタイミングで環境影響評価に入れるようにお願いしたいということも言っております。

具体的なスケジュールは、18日の段階でございましたので示されるということはありませんでしたけれども、ＪＲ東海も恐らく総理のお話でありますので、重く受け止めておられると思います。

今後、私ども三重県としましては、ＪＲ東海と協力しながら、例えば県内のデータの提供とか、そういったことは必要であろうと思いますので、対応してまいりたいと、一日も早いリニア中央新幹線の開業に向けて共に努力をしていきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

先ほどこの表で示しましたけれども、（パネルを示す）ちょうど7月、ＪＲ名古屋駅のリニア中央新幹線の駅のほうの視察に行っていました。大分、本格的に進んできたなというイメージでございますが、この中で2023年から2026年がやはりまだ大きなくくりとなっておりますので、これが具体的に年度くりぐらい、あるいは年くりぐらいで示せるような形の中で、今後検討いただきたいなと思いますとともに、最終の2037年のところがいまだに最短となっておりますので、これにつきましてもこれが遅れることがないような形で、またＪＲ東海と話をしたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、11月4日のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会以後、みえリニア応援クラブから、「11月4日に、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会令和4年度臨時総会を開催し、三重県が実施した県内駅候補地案に係る調査結果を報告するとともに、その結果を含めた決議を行いました。年内にはＪＲ東海や国へ要望活動を行います。総会資料及び決議文を県ホームページに掲載しています。」という内容のメールが、会員宛てに発信されています。

リニア中央新幹線の実現に向けては、多くの県民の方が注目していると思いますので、今後ともみえリニア応援クラブ等での情報発信も含め、新しい情報をどんどん発信していただき、機運の醸成に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、今後の中小企業に寄り添った支援について、お伺ひしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症も第8波が到来し、25日には感染防止行動徹底アラートが発出されました。そんな中、三重県では、令和2年度より新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対して、いろいろな支援がなされてきています。

大きく分けると、この四つに分けられます。（パネルを示す）一つ目が協力金、支援金で、時短要請に伴う事業者への協力金、時短要請等に伴う売上減少に対する支援金、二つ目が補助金、補助制度で、三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金、三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金、三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金、三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金、三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金、そして、3番目が感染防止の取組を対象とした支援制度として、みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしんみえリア」、新型コロナウイルス克服・地域経済活性化支援アドバイザー派遣事業、そして、四つ目として金融支援に関する制度がありまして、セーフティネット資金、リフレッシュ資金があります。

これらの制度は、採択要件から分類しますと、大きく次の三つに分類されます。

一つ目は、要件に該当すれば全ての応募者に支給されるという制度で、時短要請に伴う事業者への協力金、時短要請等に伴う売上減少に対する支援金などの協力金、支援金や、感染防止の取組を対象とした支援制度、みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしんみえリア」、新型コロナウイルス克服・地域経済活性化支援アドバイザー派遣事業、金融支援に関する制度であるセーフティネット資金、リフレッシュ資金が該当します。

二つ目は、三重県新型コロナウイルス感染症防止対策強化推進補助金のように、申請回数は1事業者につき1回限りで、先着順に受付をされ、支給されるという制度です。この補助金は、結局、応募が多かったため追加で予算措置が行われ、追加支給を行ったためほぼ全ての応募者に支給されました。

そして、三つ目は、三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金、三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金のように、予算の枠の中で採択者が決定されるという制度です。

(パネルを示す) この図は、三つ目の制度の中で一番新しい、三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金のチラシになります。この「7. 審査方法・基準・結果通知」という欄を見ていただきますと、「審査は、対象者、対象事業、対象経費、申請書類等の要件審査に加え、次の審査基準に基づき事業内容について実施し、申請者全員に郵送にて審査結果を通知します。」とあり、審査基準は、「必要性：エネルギー価格等高騰の影響に対応した取組であるか。」、「目的性：エネルギー価格等高騰等の影響緩和を意識して意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であるか。」、「実現可能性：事業計画は、具体的で実現可能性が高いものとなっているか。」、「有効性：事業計画は、エネルギー価格等高騰に対する影響緩和の効果が期待されるものになっているか。」、「合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。」と記載され、最後に、「令和3年度及び令和4年度の『三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金』に採択されていない申請者及び新規申請者については、加点措置を行います。」と記載されています。

ただ、審査基準については記載がありますが、その採点基準は示されておらず、加点措置の記載もありますが、どの程度加点されるかも分かりません。また、「申請者全員に郵送にて審査結果を通知します」とは書かれていますが、そもそも採択されなかった理由については説明がされておりません。国の補助金の場合は不採択の理由を教えてくれるのに、県はなぜ教えてくれないだろうかという声も聞きます。

そこで、お伺いしますが、まず、どのような採点基準で採択を決定しているのでしょうか。例えば、一つの申請を複数人で採点し、その合計点あるいは平均点で採択を決定しているのか、先ほどの必要性、目的性、実現可能性、有効性、合理性はおのおのどの程度の点数配分があり、加算措置はどの程度行っているのか、そして、不採択の理由をなぜ説明しないのかについて、まずお伺いしたいと思います。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 生産性向上・業態転換支援補助金、制度の設計について、審査について、不採択になった事業者に対する説明について御質問いただきました。

生産性向上・業態転換支援補助金は、昨年度から6回にわたり募集を行い、これまで合計3000件を超える申請をいただいております。

同補助金の実施については、コロナ禍や原油・原材料価格高騰の影響を克服するため、前向きな一歩を踏み出そうとする事業者の皆さんが、可能な限り早く新たな取組に着手できるよう、公正さを確保しつつ、迅速かつ適切な審査に努めてきたところです。

審査に当たっては、生産性向上や業態転換を通じて実際の経営向上につなげるために、いずれも欠かすことのできない、先ほど議員からも御紹介がありました、必要性等、五つの審査基準に基づいて、それらを均一に複数人で採点しているところでございます。

また、幅広い事業者の皆さんに補助金の効果が行き渡るように、今年度からは、これまでに採択されたことのない事業者の申請に対して加点を行っております。その上で、採点の合計により採否を判断しているところでございます。

不採択となった事業者への対応でございますが、生産性向上や業態転換等を計画的に進め、経営向上を図っていくためには、商工会議所、商工会等の伴走型の支援を活用していただくことが効果的だと考えており、採択できなかった事業者に対しては、支援機関への相談、支援機関による計画の磨き上

げを提案させていただいています。

今後の対応でございます。

国の補助金においても、先ほど議員からも御紹介がありました、多くの場合は採択審査の結果の問合せには応じていないものもあるんですが、不採択となったポイントを問い合わせることができる補助金もあると認識しているところでは。

こうした事例も参考にしながら、今後、補助金の実施に当たって幅広い事業者の経営向上の取組につながるように、何ができるかも含めて検討を行っていきたいと思います。

以上です。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） それでは、ぜひとも答えられるものは答えていただいて、できるだけ申請者に対して親切な対応をしていただきますようお願い申し上げます。

その一方で、生産性向上・業態転換支援補助金は、今回の募集は補助限度額が10万円から200万円となり、前回の制度に比べると下限が50万円から10万円へ、そして上限も400万円から200万円へと変更されています。

より幅広い事業者の応募を可能にするためということですが、ここ2年間の制度を見ていると、加点措置があったりなかったりケース・バイ・ケースですし、補助率、補助対象額もまちまちです。

より多くの事業者を対象としたいということで、補助限度額を広げていくことは結構なのですが、増えたり減ったり補助率もまちまちで、加点措置もなかったりと制度に統一性がありません。トライ・アンド・エラーということなのかも分かりませんが、応募する事業者からすると、採択される制度によって不公平感が出てくるように思われます。

そこでお伺いしますが、これまでの制度設計について検証を行いながら制度を変更しているのか、今後の制度設計の在り方についてお伺いしたいと思います。

○雇用経済部長（野呂幸利） 今回の生産性向上・業態転換支援補助金の検証を行ってやってきたのか、今後どうしてやっていくのかということをお伺いいたしました。

今回の補助金は、コロナ禍の深刻さやエネルギー価格の高騰の影響、財源とする国の交付金の趣旨、また、国が同種の補助制度を行っておりますので、その都度、限度額とか補助率を、そういうものを踏まえながら設定させていただいております。

御紹介もありましたけれども、例えば昨年度5月では、コロナ禍が非常に深刻な中でありましたので、売上げ減少に苦しむ事業者の支援を手厚くするために補助率を上げたり、何度も言っていますけれども、より多くの事業者に使っていただくために、採択されなかった事業者への加点措置、そのときそのときの状況によって柔軟な対応、制度設計をさせていただきました。逆にそういうことが、統一性に不満を持たれる意見になったとは考えさせていただきます。

今後は、今回の新型コロナウイルス感染症では社会経済活動が著しく低下して、県内の中小企業・小規模企業の経営の環境が逼迫する、これまでに経験したことがないような状況が長期間続いております。

事業者の皆さんの置かれた状況の把握にまず努めて、寄り添った支援を実施したいと思っていますので、今後は必要な財源が確保できて、引き続き本補助金を実施する場合には、議員もおっしゃいますように、事業者の方がどういう環境にあって、どういうことを求めてみえるのかというのもしっかり聞かせていただきながら、その時々々の補助金の目的とか国の制度の補完性を考慮して、適切な制度設計を行っていきたいと考えます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） それでは、募集者のことも考えながら、例えばこういう制度が欲しいんだ、必要なんだということも国のほうに要望していきながら、今後ともつくっていただきたいと思います。

次に、今後の支援の方向性について、お伺いします。

みえ元気プランには、「新型コロナウイルス感染症等への対応」の中の「新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響への対応」として、「事業者に寄り添った支援」を行うとして、「新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響を見極め、『事業継続と雇用の維持・確保』、『経済活動の回復』、『社会・経済情勢の変化に伴う対応』の三つの視点に基づき、県内事業者への支援策を実施していきます。併せて、これまでの取組の中で明らかになった課題をふまえ、事業者にとって、よりわかりやすく・利用しやすく・効果的な制度を構築していきます。」とあります。

具体的には、「事業継続と雇用の維持・確保」は、「本県の経済への影響を最小限にするため事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援の実施」とあり、「売上が落ち込んだ事業者への支援」、「中小企業融資制度を活用した資金繰り支援」、「『雇用シェア』の普及・拡大」を行うとしています。

また、「経済活動の回復」は、「本県の経済が早期に回復していけるよう、感染防止策と両立した社会経済活動に対する支援を実施」とあり、「感染防止対策の取組に対する支援」、「あんしんみえリアの活用」、「旅行需要の喚起」、「県産品の販路拡大」を行うとしています。

そして、「社会・経済情勢の変化に伴う対応」は、「社会経済動向や生活様式の変化を的確に捉えて積極的に事業を展開しようとする事業者を支援」とあり、「アフターコロナを見据えた生産性向上・業態転換の取組に対する支援」、「テレワークの導入促進」、「オンラインも活用した商談機会の創出」を行うとしています。

この中で、「事業継続と雇用の維持・確保」には「売上が落ち込んだ事業者への支援」とありますが、現在、先ほどの三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金ではありませんが、原油価格・物価高騰の影響で売上量は減っても売上高は伸びるということも想定されますが、例えば金融支援に関する制度のリフレッシュ資金のような、原材料価格の高騰等の影響により、最近3か月間の月平均売上総利益が前年対比3%以上減少のように、総利益とか利益率が減少した事業者を対象とする方向性にはして

いかないのでしょうか。

また、「社会・経済情勢の変化に伴う対応」には「社会経済動向や生活様式の変化を的確に捉えて積極的に事業を展開しようとする事業者を支援」とあり、「アフターコロナを見据えた生産性向上・業態転換の取組に対する支援」とありますが、まだまだウィズコロナという状況の中で、原油価格・物価高騰の影響に打ち勝つための生産性向上・業態転換の取組を支援するというような方向性はないのでしょうか。

これまでの取組の中で明らかになった課題をどう捉えているのか、今後、具体的にどのような方向性で事業者に寄り添った支援を行っていくのか、その方向性についてお伺いしたいと思います。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 今後の支援の方向性について、明らかになった課題、どのような方向性でと御質問いただきました。

これまでに明らかになった課題は、コロナ禍で長期間に社会経済活動が制限されて停滞したことから、先ほど議員からも御紹介いただきました、補助金のみならず、支援金、協力金、様々な形で売上げが大きく落ち込んだ中小企業・小規模企業に支援をしてきました。

一方、現下のような原油価格・物価高騰の状況にあっては、原材料価格の高騰を適切に販売価格に転嫁できない中小企業・小規模企業は、売上げが伸びている中であっても厳しい経営状況に置かれることも考えられ、売上げ減少のみをもって物差しとした支援では、真に支援を必要とする事業者の方に届かない可能性があります。こういう課題があると考えております。

こうしたことから、生産性向上・業態転換支援補助金においては、事業者の皆さんが置かれている状況に応じて、柔軟な制度設計を行ってきました。また、資金繰り支援においても、売上げ減少のみならず、利益減少も対象要件に加えるなど、幅広い対応ができるよう制度の見直しを行ってきたところです。

今後の事業者支援の方向性については、このように必要とされる事業者支

援の考え方も、社会経済状況に応じて変化させていく必要があると考えています。

今後も、事業者の皆さんの直接の声や事業者に伴走型の支援を行っている商工団体を通じた声に耳を傾けながら、新型コロナウイルス感染症はもとより、原油価格・物価高騰や急速な円安の影響を乗り切れるように、前向きに取り組む中小企業・小規模企業に寄り添った支援を行っていきたいと考えています。

[34番 長田隆尚議員登壇]

○34番（長田隆尚） それでは、社会経済情勢の変化を見極めながら、中小企業に寄り添った形で支援を行っていただきますようお願い申し上げたいと思います。

では、次に、脱炭素社会の実現に向けた取組について、お伺いします。

この図は、帝国データバンクが実施した脱炭素化に向けた企業の影響調査です。（パネルを示す）調査は、2022年、今年7月に実施され、有効回答数は1万1503社ということです。

まず、脱炭素社会の進展による事業への影響については、プラスの影響があるとした企業は14.0%、マイナスの影響とした企業は19.5%となり、マイナスの影響がある企業は、プラスの影響がある企業を5.5ポイント上回っています。

脱炭素社会の進展により事業にプラスの影響があると考えている企業を主な業種別に見ますと、金融が23.3%、農・林・水産が22.6%、電気機械製造が22.3%となっています。一方、マイナスの影響では、ガソリンスタンド等を含む専門商品小売が55.8%、自動車・同部品小売が42.2%と高くなっています。

次に、この図、（パネルを示す）上のほうの6-1は、電気自動車の普及による事業への影響について調査したものです。電気自動車の普及がプラスの影響とした企業は12.3%、他方、マイナスの影響とした企業は13.8%、影響はないとした企業は42.3%でした。

電気自動車の普及によりプラスの影響がある企業を主な業種別に見ると、電気機械製造が29.8%、家電・情報機器小売が25.4%、自動車・同部品小売が22.9%となっています。

一方、マイナスの影響では、ガソリンスタンド等を含む専門小売が50.8%、自動車・同部品小売が43.1%、輸送用機械・器具製造が39.8%となり、脱炭素社会の進展による事業への影響では現れなかったメンテナンス・警備・検査（自動車一般整備等）が23.7%と加わってきています。この図の中では黄色で塗って表示してあります。

さらに、この調査を自動車関連業種への影響に限定しますと、この下の図6-2のように、プラスの影響とした企業は16.5%となる一方、マイナスの影響とした企業は46.5%になります。

このように、電気自動車の普及が今後の事業拡大のチャンスと捉える企業の声は一部上がっているものの、電動化による部品の減少や設備投資、技術面での対応について懸念する声が、自動車部品メーカーといった川上産業から川下産業である自動車整備業まで、数多く上がっているというような状況です。この結果は全国のものですが、三重県では自動車関連産業が主要産業であるため、このようなマイナスの影響を受ける企業が多いと思われます。

この図は、（パネルを示す）「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの推進について示したものです。カーボンニュートラル社会の実現に向けた企業等の積極的な取組を県内の産業・経済の発展につなげるため、令和8年度までの5年間で集中的に取り組む「ゼロエミッションみえ」プロジェクトでは、この図のように、「自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応」、「カーボンニュートラルコンビナートへの転換促進」、「カーボンニュートラルポートの整備促進」、「再生可能エネルギーの導入・利用促進」、「CO₂削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の促進」、「CO₂吸収源対策を契機とした林業等の活性化」の六つを柱としており、その「自動車分野のEV化やサプライチェーン再編等への対応」には、「自動車産業を支える中小企業に対する支援の実施（EV化等への業態転換、既

存技術の一層の改良やD Xの促進、他分野への展開など)」、「他分野から次世代自動車産業への新規参入やE V等を活用した新たなサービスの創出等への対応に係る取組の促進」を行うと書かれています。県内の産業構造の変化について、特に自動車分野のE V化やサプライチェーン再編等への対応について、具体的にどのような支援、取組を考えているのでしょうか。

また、先ほど電気自動車の普及による事業の影響で、マイナスの影響が多いという結果になったガソリンスタンドなどを含む専門商品小売、メンテナンス・警備・検査(自動車一般整備等)のような業種についてもどのような支援、取組を考えているのか、併せてお伺いしたいと思います。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長(野呂幸利) 「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの施策の中で、自動車産業のE V化に対する具体的な県のどのような支援、取組を考えているのかと御質問いただきました。

「ゼロエミッションみえ」プロジェクトワーキンググループで議論を今行っております。県では、自動車分野のE V化や自動車部品のサプライチェーン再編等への対応として、自動車部品大手の開発部門の方、自動車部品工業会の技術顧問など、そうした有識者による次世代自動車ワーキンググループを設置して議論を重ねてきております。

本年8月には、E V化等に向けた技術支援面での課題や対応策を取りまとめたところで、その中では、県の役割として、E V化等の影響を強く受ける自動車部品のサプライヤーの実態やニーズを調査した上で、サプライチェーン全体のCO₂排出量の把握・見える化、水素関連など新たな加工技術の開発支援、それらを推進する人材の育成等に取り組むべきと御提案いただいたところでございます。

今年度は、これらの御提案を踏まえて、現在、実態把握を行うためのサプライヤー、約500社を対象に調査を進めているところであり、各企業のCO₂排出の現状やE V化等に対する意識、サプライチェーン内の企業の取引関係などを整理して、今後の支援策を検討する上での基礎資料にしていきたいと

考えているところです。

来年度は、この調査結果を踏まえて、国の支援ともきちっと歩調を合わせて、業界団体や大学、金融機関、三重県産業支援センターや県等が一体となって、EV化等の影響を強く受ける、例えばエンジン、ミッション、排気系等のサプライヤーに対して必要な支援に取り組んでいきます。

支援内容としては、業態転換や新分野参入に向けた助言等を行うとともに、サプライヤーのそれぞれ個別事情に応じて、脱炭素化、EV化等に向けた技術的な支援の実施など、具体的な取組方策の提案を行っていきたいと考えています。

また、こうした支援によって得られた成果や課題については、幅広く発信して、県内サプライヤー全体への浸透・普及も図っていきたいと考えています。

このような取組などにより、本県の製造業において、裾野の広い重要な産業である自動車関連産業が、EV化等の潮流に乗り遅れることなく事業を継続・展開できるよう、丁寧な支援に努めております。

また、議員から御指摘がありました、例えばガソリンスタンド、メンテナンス、整備事業者等のサプライチェーンには直接関わらない業態においても、おっしゃるとおりEV化等の進展が及ぼす影響は大変大きいと認識しています。このため、こうした関連業種の方々のお声も丁寧に聞きながら、国の施策とも連携して、業態転換等も含めた事業の継続について県がどのような支援ができるか、今後もしっかり検討させていただきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 分かりました。

それでは、自動車整備業であったりガソリンスタンドであったりにつきましても、今後、いろんな形の中でいろんな支援、取組のほうを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、次世代自動車の導入について、お伺ひしたいと思います。現在、三重県新エネルギービジョン（中間案）が示されています。「改定

の趣旨」には、「2021年10月に改定された『地球温暖化対策計画』を受けた『三重県地球温暖化対策総合計画』を2022年度末に改定することから、この計画と整合を図りながらこれまでの三重県新エネルギービジョンにおける県が取り組むべき方向性等をふまえつつ、2030年度の「新エネルギー」の長期目標及び、2023年度から4年間の中期目標を定めるために改定を行います。」とあります。

そこには、「新エネルギー」の導入目標として、「これまでの県の導入実績をふまえ、国の導入見通しによる三重県への導入想定推計値を優先的な目標と捉え、これによりがたい場合に、これまでの導入実績の傾向を勘案して各『新エネルギー』の導入目標を設定します。」とあり、次世代自動車については、県内の導入実績を踏まえた推計値36万4000台では、国の導入見通しによる県への導入想定推計値40万6000台を下回るため、国の導入見通しによる県への導入想定推計値40万6000台が採用されています。

そして、三重県新エネルギービジョン（中間案）では、「次世代自動車の導入促進に向けた普及啓発」として、「ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入促進に向けて、国の支援策の活用を紹介するなどの取組を進めます。特に、水素を燃料とするFCVや水素エンジン車については、乗用車だけでなく、長距離を走行する大型トラック等の開発が進んでおり、その進捗に合わせて、県内での実証試験等への検討を進めます。また、市町等と連携して電気自動車等を活用したまちづくりを推進します。」とあります。

そこで、県として具体的にどのように市町等と連携して電気自動車等を活用したまちづくりを推進していくのかについてお伺いしたいと思います。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 新エネルギービジョンに示されている次世代自動車の導入について、どのように推進していくのかと御質問いただきました。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導

入とともに、脱炭素化された電力による電化を可能な限り進めていくことが求められています。

自動車の脱炭素化においては、最もCO₂排出が多い使用の段階において、電化、再生可能エネルギーの利用が有効であり、議員からもお話がありました、EVやFCVなどの次世代自動車の導入を促進することが重要であります。

このため、本県は、EV化等への影響について、先ほども答弁で触れましたけれども、自動車産業のサプライチェーンを構成する事業者等の実態調査を行っておりまして、調査結果を踏まえて、産学官等が一体となって支援を行っていきたいと思います。

また、本県では、これまでFCVを保有する鈴鹿市や水素ステーション事業者と共に三重県地球温暖化防止活動推進センター主催のみえ環境フェアに参加して、FCVの展示等を行い、普及啓発に取り組んでいます。

まちづくりにおいては、県内29市町と県で構成する新エネルギー政策連絡会議において、次世代自動車の災害時における非常用電源としての活用などの取組事例について、今後一層の情報共有を図り、地域での取組につなげていきます。

このほか、令和5年度から福島県とトヨタ自動車が、水素を燃料とする大型トラックの実証実験を行っております。こうした先進事例も含めて、国の施策、車両の開発動向等の情報収集を行うとともに、本県も、多くのコンテナ貨物を取り扱っている四日市港を有して物流が活発な地域でもありますので、水素を活用した大型トラックの実証実験について検討を進めていきたいと考えております。

今後も、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進と併せて、次世代自動車の導入促進に向けて情報収集を進めるとともに、市町や関係企業、団体と連携を図りながら普及啓発に取り組んでいきます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 昨年、代表質問で、「三重県地球温暖化対策総合計画 Mission ZERO 2050 Mie」には、県庁の取組の施設整備の更新等による主な削減取組として、公用車の対策としては、2017年度に公用車4台をプラグインハイブリッド自動車に更新、2018年度に公用車1台をプラグインハイブリッド自動車に更新、電気自動車に1台更新、2019年度に公用車1台をプラグインハイブリッド自動車に更新、電気自動車に1台更新という記述があるだけです。

ちなみに、三重県の公用車台数は、知事部局、企業庁、病院事業庁、警察本部を合わせて、2021年2月末現在で約2200台であると聞いています。

また、2021年度の三重県統計書によると、三重県内の自動車保有数は、令和2年3月末現在で約150万台となっています。三重県新エネルギービジョンには、新エネルギーの導入の長期目標があり、例えば次世代自動車については、2019年度の17万5000台から、2030年度には34万5000台の目標となっており、自動車の約23%を次世代自動車にしていくということになり、この数字から単純に推計すると、三重県庁としては約500台、次世代自動車にしていく必要が出てくるが、県庁として電動化に向けて、保有台数等、もっと具体的な目標が必要だと思いますが、いかがでしょうか、という質問を昨年させていただきましたところ、当時の環境生活部長から、三重県庁の脱炭素化に向けた取組については、2013年度比40%減を掲げながら、脱炭素に関する技術及び製品等が日々進歩している状況であることを踏まえ、プラグインハイブリッド車を含む電動車等の次世代自動車の導入をはじめ、再生エネルギーの導入や太陽光発電施設の設置、受変電設備等の省エネタイプへの更新等の取組を効果的に組み合わせて削減を進めていこうとしている。そうした中で、個別の目標は設けずに、効果的な組合せでやっていくという方針を取っている。

県の公用車の購入については、みえ・グリーン購入基本方針や環境物品等の調達方針で定める判断基準及び配慮事項に基づき行っている。この方針において、県が公用車を購入する際には、可能な限りより高い環境性能を示す

電動車とすることとしている。現時点では、一部商用車等において電動車がない場合があるが、国の補助金を活用するなどして、関係部局が連携しながら優先的に電動車の導入が進むように取り組んでいくこととしている。

国では、2035年までに乗用車新車販売での電動車100%を実現できるよう包括的措置を講じることや、地方公共団体が所有する公用車の電動車化を促進するとしています。

県におきましても、こうした国の動きを注視しながら、改定を予定しています三重県地球温暖化対策総合計画の三重県庁における温室効果ガス排出量削減目標の見直しの中でも、公用車の電動車化についてさらにしっかり議論をしまして、着実に進めていくように、強力に進めていくように努力していきたいと思っています、というような答弁をいただきました。

この図は、（パネルを示す）2022年3月末現在の三重県庁の自動車管理台数と、その中の次世代自動車の数を示したものです。このように、2221台のうち161台が次世代自動車ということになります。

2022年の三重県統計書の三重県内の自動車保有台数、2021年3月末現在の約150万台に比べると、新エネルギービジョン（中間案）では、次世代自動車の自動車に対する割合は約23%から約27%へと増加し、この数字から単純に推計しますと、三重県庁としては約600台、次世代自動車にしていく必要があります。2030年までに、あと約440台を次世代自動車に変えていかなければなりません。

この図は、（パネルを示す）今月発表された令和3年度みえグリーンボンドフレームワークに基づくレポーティングにおいて、みえグリーンボンドの概要が示されたものです。

発行目的は、ESG、すなわち、環境、社会、ガバナンス投資に関心の高い投資家を開拓、三重県への投資を促進すること、温室効果ガス排出量を削減する緩和策と、気候変動影響を軽減する適応策を着実に推進すること、脱炭素社会の実現に向けた機運の醸成で、充当事業として「緩和策」の中に「温室効果ガスの排出削減・吸収減対策」として「電気自動車やハイブリッ

ド車両の購入」と書かれています。

この図は、（パネルを示す）みえグリーンボンドフレームワークに対する外部評価ですが、「クリーンな輸送・省エネルギー」という項目に「電気自動車、ハイブリッド自動車等の購入」等が示され、公用車に電気自動車やハイブリッド自動車等を導入することで化石燃料の消費を軽減すること等は環境改善効果は明確であり、導入件数とともにCO₂の排出削減量や消費電力の低減量が示されると評価されており、続いて、「令和3年度 電気自動車、ハイブリッド自動車等の購入／信号機等の新設・改良（LED化等） 取組事例」として、三重県警察の取組が紹介されています。

この図がそれに相当します。（パネルを示す）桑名警察署を含め8警察署で、10台のエネルギー効率に優れた車両を導入することにより、CO₂排出量を削減しましたと紹介されています。

そこでお伺いしますが、まず警察本部としては、次世代自動車の導入について、2030年度に向けてどのような計画で進めていく予定なのか、そして、結果的に管理台数の何%ぐらいを達成することができるのか、お伺いしたいと思います。

○警察本部長（佐野朋毅） お答え申し上げます。

まず、車両の現状でございますが、県警察では、令和4年4月1日現在で1051台の車両、四輪車を保有しております、そのうちの245台が県費で整備した車両でございます。この245台のうち42台、17.1%が次世代自動車でございます。

今後の導入計画でございますが、現有車両を更新する場合は、バスやトラック等の大型車や特殊車両を除きまして、原則として次世代自動車を導入することとしております。仮に近年の更新状況を当てはめると、2030年には県費車両の約7割が次世代自動車ということになります。

以上でございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 約7割がなるということですね。

そんな中、本年度中に改定される三重県地球温暖化対策総合計画については、21日の知事提案説明において、昨年度に国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、意欲的な目標値を設定する方向で検討を進めていますとの説明があり、先週の24日に三重県環境審議会において、三重県地球温暖化対策総合計画の改定（中間案）が示され、三重県域から排出される温室効果ガスの削減目標については、国の対策による削減効果と県独自の対策による削減効果を積み上げて設定し、2030年度において、2013年度比、現計画の30%削減から47%削減へと目標が変更され、その改定に伴い強化する取組の一つとして、次世代自動車の普及促進が掲げられています。

また、県の事務・事業により排出される温室効果ガスの削減については、国の政府実行計画における削減目標、50%削減を踏まえ、2030年度において、2013年度比、現計画の40%削減から52%削減を目指すに変更されています。

そして、改定に伴い追加または強化する取組として、公用車の新規導入・更新時の電動車化が掲げられ、県の公用車については、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については、原則電動車化と書かれていますが、県庁全体としては2030年度までにどのような見通しになっているのでしょうか。

また、この図は、（パネルを示す）2021年度の三重県による脱炭素社会の実現に向けた推進体制を示したものです。三重県脱炭素社会推進本部において、知事を本部長として部局横断的に取組を推進することが示され、三つのワーキンググループ、すなわち、県有施設における照明のLED化、県有施設における再エネ電力利用のワーキンググループ、DX×カーボンニュートラル×イノベーションプロジェクトチームが設置されたと書かれています。

現在は、このグループは既に終了しているとのことですが、例えば次世代自動車の導入を目的としたワーキンググループを新設して推進していくことはできないのでしょうか。

また、先ほどの令和3年度みえグリーンボンドフレームワークに基づくレ

ポーティングのように、図9になりますが、（パネルを示す）プロジェクトの実施により得られた環境改善効果等を盛り込んだインパクトレポートの作成、公表は行っていかないのかも含めてお伺いしたいと思います。

○環境生活部長（中野敦子） 次世代自動車の導入に関して、県庁における導入の見通し、それから推進体制、取組の公表という3点、お伺いいただきました。

まず、次世代自動車化の見通しという点でございますけれども、現在改定を進めております、議員からも御紹介いただきました、三重県地球温暖化対策総合計画におきまして、県庁の事務事業の削減目標の見直しと併せまして、新たに公用車の電動車化に取り組むことを検討しております。

公用車の購入につきましては、本年度から環境物品等の調達方針において、原則ハイブリッド車とするとしておりまして、今後、電動車の導入が進んでいくと考えております。

ただ、公用車については、各部局におきましてそれぞれ使用年度ですとか、あと、走行距離に応じて購入を進めているというところもありますので、特殊車両など現時点で電動車化の予定がないというものも含めまして、2030年度には全体で30%強、この県費による整備分のみを捉えますと、50%強の公用車が電動車に置き換わるものと推計しております。

それから、2点目の推進体制という点でございますけれども、今後、計画的に更新を進めて、順次電動車に置き換えていきたいと考えておりますけれども、現在、国においても、2040年までに、乗用車ですとか商用車の新車販売において、脱炭素燃料の利用に適した車両と、それから、電動車を合わせて100%を目指すということを掲げられております。こうした国の動きも注視しながら、必要に応じて推進体制を設けるということを検討していきたいと考えております。

それから、3点目の取組の公表についてでございますが、各部局が管理しております公用車の電動車化の状況ということについては、年度ごとに取りまとめを行いまして、三重県脱炭素社会推進本部で導入状況の確認と共有を

行い、また、それを県のホームページでも公表していきたいと考えております。

以上です。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 今、年度ごとに取りまとめを行うとお答えいただきました。

やはり取りまとめを行うのであれば、積み上げ算方式になってまいりますので、やっぱり県として明確な方向を出すのであれば、無理当てということちょっと言葉はおかしいかも分かりませんが、ある程度そのような形の中で管理していただいて、それを先ほどのレポーティングのような形で発表していただく、そのような気構えで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、先ほど、県有車につきましては、原則ハイブリッド車化という話がありました。今、一般社団法人日本自動車販売協会連合会の資料によりますと、今年10月現在の燃料別販売台数は、ガソリンが40.3%、ディーゼル車が5%、ハイブリッド自動車が52.5%、電気自動車が1.1%、プラグインハイブリッド自動車が1.1%となっており、次世代自動車の普及が進んでいく中で、電気自動車の割合もある程度ここで占めておるということです。そういうこともありますので、今後、電気自動車用の急速充電設備の設置を進めていく必要も出てまいりと思っております。

こちら昨年代表質問で、急速充電設備について、2017年度に本庁舎前駐車場に電気自動車用急速充電器を設置、2018年度に桑名庁舎、伊勢庁舎、尾鷲庁舎に電気自動車用急速充電器を設置するという記述があるだけで、この急速充電設備についてはどう進めていくのかという質問をさせていただいたところ、電動車のための充電設備の整備については、令和3年3月12日時点で、充電設備が県有施設で5か所、6基設置されている、これらの増設、整備については、効率的な充電技術の研究開発など技術面での進展も今後見込まれることから、こうした動きも見詰めながら県として取り組んでいくと

いう答弁を、同じく前環境生活部長からいただきました。

電気自動車にとりましては、例えば観光等の目的で三重県を訪問した場合、三重県総合文化センターであるとか県営サンアリーナであるとか、ランドマーク的な施設に急速充電器の設備があるほうが充電に立ち寄りやすいということもありますので、観光の推進の意味でも、県庁、地域庁舎等、県有施設に充電施設の拡充が必要であると思いますが、三重県として今後どう進めていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

○副議長（藤田宜三） 答弁は簡潔にお願いします。

○環境生活部長（中野敦子） 充電施設の拡充についての考え方ですけれども、議員から御紹介いただきましたように、平成28年度から現在5か所、モデルとしてこれまで充電器を設置してきたところでございますが、その後、民間等におきましての普及が進み、県内では令和4年11月下旬時点で349か所の設置がされております。

このような状況にありますので、今後、県有施設への設置ということにつきましては、EV車のさらなる普及を見据えて、技術の進展に加えまして、利用者の方の声も伺いながら、利便性とかサービスの向上といった観点から、整備の必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございました。

充電設備につきましては一口で充電設備と申し上げますが、設備によってワット数が違ったり容量が違ってまいります。ですから、数が多いだけでは意味がなくて、あるいはメーカー別のいろんな設備ということもございまして、ぜひ公共としてもそういうようなことに対応できるような形で設置していただいて、例えば観光に来る方がどこでも寄れるような形での整備を今後進めていただきますことをお願いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。（拍手）

休 憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩いたします。
午後 2 時10分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） こんにちは。真つすぐこちらに到着いたしました。

私、日本共産党の県議会議員、四日市市選挙区選出の山本里香でございます。

長田議員も、先ほどリニア中央新幹線のことを取り上げてみえました。私も、前回の6月に続いて、やはり最初にリニア中央新幹線計画について知事にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

この間のリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の流れ等につきましては、先ほど長田議員のほうからお話があったところです。重複しますので申しませんが、JR東海と協力しながら一日も早い開通をということで頑張っていくということ。今までは検討、これからは行動とおっしゃったと聞いています。検討は済んだのかなと、ちょっと心配になってきました。

分からないことが多い中、疑問や矛盾がある中、進むことほど怖いことはないと思っています。もちろん推進を望まれている方も大勢いらっしゃるし、それから疑念を持っていらっしゃる方も私はそれ以上にいらっしゃると思うし、それから、何も情報がなく判断もできない方ももっともそれ以上に

いらっしゃるのではないかという今の状況だと思っています。検討資料さえ、まだ出そろっていないのでという感じです。

前回の一般質問でも、様々な課題があることは承知とおっしゃっております。その一つの多大な電力需要、電力消費については、再生可能エネルギーの開発が進んでいけば解決されるとおっしゃったけれども、どんなに新電力の開発が進んだとしても、基本的にエネルギー浪費型の交通システムといえますか、エネルギーを使うのを低くするということが世の中のこれからの流れだと思っておりますので、ちょっと首をかしげていたところです。

既に名古屋以東でも問題になっておりますけれども、ボタンを押してしまわれた、ボタンを押した、その責任が知事にこれからあるんじゃないかと思えます。

幾つかを述べる前に、ちょっとこちらを御覧いただきたいと思えます。これは、(パネルを示す)例えば、三重県駅が亀山市の3地点辺りに、これは小さい地図ですのでその1点、3地点辺りにできたとして、名古屋駅と結んだところを直線で私が仮に引いたものです。

どこに駅ができるかも決まっておりませんし、もちろんコースもJR東海が考えることですが、速度を出すためにできるだけ直線ということですので、誤差は十分あると思えますけれども、提案しているどの地点であっても桑名市から四日市市の沿岸部、中心地を通り、鈴鹿市の中心地をかすめていくのではないかなと思います。ですから、駅のある亀山市だけの問題ではなくて、亀山駅のいろいろ調査もしてみえますけれども、それだけじゃなくて、これらの市町にも直接的な影響が出てくるということを示しておきます。

さて、今から四つのことについてお伺いしたいということで、選んできました。計画当初から見て、人口減少やライフスタイルの変化があるにもかかわらず、過大な需要予測で進められていること、難工事や事故発生、物価高など社会状況の変化で費用が膨らんでいくと見られますが、費用予測と相まった採算性についてどうなんだろうかというのが一つ目です。

続けて、聞いておきます。

二つ目は、名古屋以東で問題となってきた地上トンネル工事、地下工事や大深度地下工事における水枯れや液状化による地盤沈下、陥没などの問題、それに加え掘削残土の処理を、およそ県内で何とかしなければならないことになっていますね。環境破壊や土砂災害の心配、捨て場があるのかということ、二つ目にお伺いします。

三つ目は、この地域は通っていく地域ということです。南海トラフ地震が30年以内に発生する確率が七、八十%だと言われて、いつ発生してもおかしくない状況と言われています。気象庁によると、この辺りの最大震度は6強、これがこういうふうに出ていますね。（パネルを示す）これは気象庁の資料です。

そしてまた、（パネルを示す）活断層が多数存在するというので、北勢地域、そしてまた鈴鹿市を通って行くときもありますね。亀山市より西に行くときも、活断層があります。

こういったところ、地震発生時の代替交通とも言われていますけれども、地震発生時の頻度の高いこの地域、浸水の可能性もある地域を通っていくわけですが、この矛盾についてはどうお考えでしょうか。

四つ目、この件の最後ですけれども、この工事に財政投融資ということで国が我々の資金を投入しているというわけですが、県としては亀山市に駅を造り、リニア中央新幹線を通していくということの中で、県の費用負担はないと以前おっしゃったと思うんですが、間接直接に県はどのような財政出動がこれから見込まれるのか、そういうことの考えなしには判断ができないと思いますので、危うさいっぱい心配している県民、矛盾に首をかしげる県民、具体的に何も分からないという県民に、知事のお考えをお示しいただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 長田議員に引き続いて、リニア中央新幹線の御質問を頂戴しました。リニア中央新幹線への関心が非常に高いということを示しておるのであると思います。

また、昨日ですけど、名古屋市会で、リニア中央新幹線ができた後の名古屋駅の自由通路について発表があって議論がなされたように伺っております。どんどんリニア中央新幹線についての議論が、日本各地で進んでおると理解しております。

マグレブ、超電導磁気でありますけれども、リニア中央新幹線に使われている技術ですね。これは昭和37年に当時の国鉄が、日本が世界に誇る東海道新幹線システムを導入する前、開業に先立って研究開発をして、そして実験を重ねてきた技術だと承知しております。もう既に私が生まれる前ですから60年間、こういう技術が研究に研究を重ねられ、そして実験を重ねてきたというものだということであります。

需要予測と採算性について御質問がありました。

リニア中央新幹線は3大都市圏を結ぶいわゆるスーパー・メガリージョン、これを形成するための施設でもあります。3大都市圏を結ぶものでございますけれども、ここの交流人口は約7000万人、フランスやドイツの人口を超えているものであります。

また、訪日外国人は、最近、コロナ禍が収まってきて戻ってきておりますが、そこに住んでいる人だけではなくて、旅行する人もリニア中央新幹線を使うということを考えますと、非常に重要なインフラ設備であり、多くの人を使うということになると思います。

需要予測や採算性については、JR東海、そして、国土交通省鉄道局が予測しているものでありますので、これに従って対応してもらえるものと考えております。

それから、工事について、大深度の工事、それから土砂についての御質問がありました。

これはまだ明かり区間になるのか、それとも地下区間になるのかははっきりとしていないというところがございますので、これからの議論ということになるんですが、少なくとも鉄道シールド工法につきましては、今まで様々なところで使われております。例えば外国でいいますと、日本の鉄道シールド

ド工法が使われたのが英仏海峡のいわゆるユーロトンネル、ここでも一部使われておりますけれども、事故が起こったということは聞いておりません。したがって、安全の上にも安全を注視しながら工事は行われるものと考えております。

また、残土についてはこれからどのぐらい出てくるかということは考えていかなきゃいけません、その処理の余地が全くないというわけではないということだと考えております。

それから、地震、活断層のお話もいただきました。また、浸水についてのお話もいただきました。

活断層につきましては、リニア中央新幹線については浮上して運行するものがございますので、地震の影響は極力少なくするというのはJR東海も言っております。また、ブレーキについても三つのブレーキシステムを持っておりまして、短時間で止まれるようにしております。

さらに、仮に地中構造のものであるとしますと、地中は共振しにくいということで、地中構造物については、陸上にあるものよりも地震に対する安全性は高いとも言われておるわけでございます。

浸水区域もそうですが、活断層もそうですが、なるべくそういったところにかからないように、JR東海はルートを決めていくとに考えているところがございます。

県の負担でございますけれども、鉄道とか用地取得に関しましては、以前、お答え申し上げたように、JR東海が負担をするというものでありますけれども、駅前の広場でございますとかあるいはアクセス道路でございますが、そういったものについては県で整備するものも出てくると承知しております。

これについては公共事業で行うわけでございますが、県の公共事業についてはB/Cをはじきながらやっていきますので、これについて、得られる効果が投資をするものよりも上回ると考えています。いずれにしても一定の投資は必要になってくると思います。

県でしっかりやっていますが、国に対しても財政支援を求めるものは求めていきたいと考えているところでございます。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） お答えをいただきましたが、前にも言わせていただきましたが、決定的に不安を持っている方を説得するようなお答えではないように私は思います。

まず、技術面ですけれども、ここに有価証券報告書総覧、（実物を示す）これはJR東海の令和4年のものですね。この中に需要予測に関わって利用のこれからのことに関して、リニア中央新幹線に関して、当社グループが財政状況や経営成績及びキャッシュフローに関わることで様々な影響を受ける可能性があるという中で、例えば、掘削工事はその後も出てきますが、難工事による工事の延期とか、それから、経済停滞、人口減少による収入減とか、他輸送機関との競合による収入減とか、社会全体の物価上昇、訴訟の状況とかいう中で、人口の需要予測、これについても大変不安だと、これはこちらの中に記述されているわけです。

ですから、今まで持っている需要予測であるとかそういったものが、本当に根本から、それは回復すればいいわけですがけれども、コロナ禍前には戻らないとJR東海も言っていて、東海道新幹線の需要自体も1990年以降伸びていないという状況の中で、もともとは2045年には東海道新幹線の利用者が1.8倍になるから、だから代替が要るんだということでリニア中央新幹線の話も大きく進んだというわけですから、こういうことも一つ大変な問題なんじゃないかと思っています。

それから、技術のことをおっしゃいました。クエンチということが起こるということで、そのことはまだ未完の技術だとまだまだ心配されています。

シールドマシンで今掘削がされておりますけれども、シールドマシンが効かなくて止まっている工事もあるんですね。だから、本体の問題、走行技術の問題、それに関わる工事の問題で様々、難航しているということ。そして、実験場ではたった1両だけで実験していますね。本来、16両を連ねる。

あるいは対面走行とかいうようなことも、まだまだ全然そういうことが実験もされていないということの中で、未完の技術なんじゃないかと本当に心配をせざるを得ないと思っています。

それから、三つ目の地震、浸水等ということで、もちろん地中は地震のときにより安全かもという話は聞いていますけれども、例えば地中がもし安全でも上に上がったときにそこが浸水想定地域の中を、（パネルを示す）沿岸部ですから通っていく、そこを回避するということになる、亀山駅へどうやって持っていくんだという話にもなって、これは三重県が関わられる問題じゃないと思います。けれども、これは本当にこういうような中で進んでいけるのかという心配をしています。

それから、4番目の財政問題ですけれども、もちろん国がお金を、私たちの税金を使っているわけなんですけれども、三重県においてもどうなるか。亀山市の財政出動はたくさん出てくるかもという話がされておりますけど、三重県もそれに関わって間接直接にきっと費用指数が出てくるけど、これから何年後、何年後、何年後と出てくるんですが、そういうことも分からないままといいますか、示されないまま決めていく、県民が考えていくということは、大変こんなことでいいのかと、難しいことだと思います。

示されないまま判断せよと、知事は判断されるわけですが、知事の頭の中にこうこうこうというのがあって、これなら行けるというのがあって判断されているのかと思うと、今のお答えでは、そういうこともないけれども、とにかくこれを有効に使わなくちゃということで整備していくと、条件整備をすとかそういうことを今までも言われていますけれども、それでボタンを押してしまうということの怖さが、これまでの三重県のRDFの問題とか、それから、ガス化溶融炉の問題とか、そして、長良川河口堰の問題とかもずーっと国家的プロジェクトという中で後を引いています。もっと遡れば、四日市公害も本当に国策の中であったことの中で、こういう教訓が今こそ生かされなくちゃいけないと思っています。

一つ、国家的プロジェクトとなったのは、2011年に国土交通大臣がJ R東

海に建設の指示を出して、その後、2016年、当時の安倍政権が計画を前倒し、公的資金投入を閣議決定、国家プロジェクトと位置づけたことで工事が始まっているんですね。森友学園問題や加計学園問題と比べても比ではないほどの財政投融资です。モリ、カケ、桜、リニアだと私はここで言いたいと思っています。

そういう中で、今、進められていることに対して、中間駅の計画はもともとからはなかったものを、様々な要因の中から中間駅が考えられるようになってきたのですけれども、そのほかにも、例えば県や市町の自治体職員を事業の中で土地の収用などに駆り出していく、これは先ほど言った何々の事業をしますという以上に、三重県の北勢地域の市町の皆さんや、そして県の職員の皆さんをこのことのためにもうどんどん使っていく。災害や事故に対して自治体が対応することになるので、未知のことに防災計画もつくらなアカンということ。防災、大変ですよ、こんなことできるんですか。災害事故の場合に、消防などに多大な負担を課すことになるということなんです。そんな中で、全ての県民がリニア中央新幹線のメリットを享受できるようにするという県の目標はとっても難しいと思っています。

最後に、この件の知事の答弁を聞いて果たして県民はよしとするでしょうかということなんです。もっともっと、例えば、今のコンサルに出している調査というだけではなくて、静岡県でもいろいろ問題になっておりますけれども、専門家の意見を後から聞いていろいろ意見をつけても、環境影響評価準備書、意見を出しても環境影響評価にほとんど考慮されて入らなかったと聞いています。

そしてまた、環境大臣も幾つかの懸念を表明して、国土交通大臣はそれを参考にした意見をJR東海に品川―名古屋間で出して、補正後の環境影響評価書を作って、環境アセスメントを終了したということになっているんですけれども、提出された懸念には答えないまま環境アセスメントが終わっている。不十分でずさんな環境アセスメントのまま着工が承認されたので、今、品川と名古屋の問題になっているんだと思うんですよ。品川と名古屋の間で

大きないろいろな問題が、静岡県の問題だけではなくなっている。ですから、こんなことがあってはいけないと思っています。

知事がはっきりとした態度を意見として述べていくことが、これから必要になってくると思うんですけれども、もっともっと細かい具体の、それぞれの専門家を入れてしっかりと意見を出せるような会議体を、今の環境アセスメントの会議体以上に早急につくって、後になっては困ります。このことをしていただきたいということを、ここで要望しておきたいと思います。

そして、次に入りたいと思います。今のは要望です。

二つ目の質問です。

今年度、県立学校の1年生から始まっている1人1台端末、パソコン、タブレットを保護者負担で購入してもらって授業に使っていることについて、お伺いしたいと思います。

これは、（実物を示す）既に、来年度の受験生、入学に当たる子どもたちの保護者に向けて、中学校3年生の保護者に、入学時機器購入のお願いの文書が出ています。内容は、昨年と同様なものになっていると思いますね。来年度も保護者負担をお願いするということです。

入学時に大変な出費がかさむ中、5万円という高額な負担に、保護者からは前年度、疑問や批判の声が出ていたのは御存じのとおりだと思います。

前提として、当初予算のときにも申しましたが、NHK調査によると、全国的には全額公費で負担して貸与すると答えたのが今年度21県あったと。一定程度公費で補いつつ、保護者にも負担を求めるのが2都県あったと。原則全額保護者に負担を求めるとしたのが18道府県あった、その中に三重県が入っています。半数近くにおいて、公費負担されているということを述べておきます。

これは文部科学大臣、デジタル大臣からも、「公費で端末を調達する場合には限らず」、「限らず」ということは公費で端末を調達することは許されるということなんです、困窮家庭への支援とともに、「保護者への負担軽減策を講じる場合等においても」、「ても」です、「ても」、新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能と強く言及されている文書が出ております。そういう中で、三重県は、原則保護者負担です。

入学時、大変な出費がかさむ中、さらに5万円近くの一時的出費は大変なものだったはずですが、そのように導入された1人1台端末です。

学校での活用はどのようになっているのかと、半年ちょっとたったわけですが、どのようなことになっているのかということで、ちょっといろいろ聞き取りなどもしてみました。

私自身は、GIGAスクール構想の考え方の本質のところでは大いに問題があると思っていますが、端末機器を学用品として自在に使えることは意味のあることだと思っています。

しかし、先生方に端末を利用した授業を進めるようにと、きつい指導が入っているというようなことが聞こえてきたんですね。

機器を使って有効な授業展開があることは理解できますし、生徒のためには、使えることが今後社会に出たときに必須になってきますので、否定はしません。でも、使うための授業になっては本末転倒だと思っています。

これは初めなので、これから様々紆余曲折を経ながら定着をしていくことなのかもしれませんが、そんな中でこんな声がありました。

保護者負担で購入させているので、使わなかったら何をしているんだと批判が出るからという強迫観念に駆られているというようなこともあって、今、学校の中でそんな状況があるそうです。どうしてもこれを使わなくちゃいけないという強迫観念がある。

それは、先生方、本人の教育への考え方、様々な自由な授業展開をこういう強迫観念で曲げられているというようなこともあるんじゃないかということです。それはおかしいと思うんですね。実態はどんなものなのでしょうか。

高等学校ではありませんけど、小・中学校の授業を見せていただいたときには、どのクラスも登校して授業をしているんですけども、タブレットを開いて授業をしていることによいも悪いもびっくりいたしました。

リモート授業ではなく、教員がそこにいるのに教員の顔を見ずにみんなが

タブレットを見ている姿には、不安を覚えました。やはり自分で字を書いたり、教員とアイコンタクトを取りながら、せっかく対面授業ができていなのになと思ったわけです。

ということの中で、今の高等学校におけるタブレット使用の現状、加えて、経済的な理由などで購入が難しいと判断して貸与した生徒は実際にどのぐらいあったのかを教えてくださいたいと思います。

[木平芳定教育長登壇]

○教育長（木平芳定） 高校での1人1台端末の活用状況について御答弁申し上げます。

県立高校では、一人ひとりの興味、関心や習熟度に応じた学び、それから協働的な学びを進めるとともに、学校と家庭で切れ目なく学習内容の理解や学習習慣の定着、それから生徒の特性に応じた学びができるように、令和4年度入学生から保護者の負担で学習端末を購入していただき、学習活動を進めております。

購入が難しい場合には端末を貸与させていただいており、令和4年度は新入生の2.8%、311人の方に貸与させていただいているところです。

それから、購入に際しては、各学校分を県教育委員会で取りまとめるなどして、より安価なものとなるよう努めているところです。それから、支払いも分割であったり、既に家庭にある端末を使用するということも可能となっております。

これらに加えて、学習端末の購入に伴い、各学校では、例えば電子辞書とか副教材を削減できないかなどの検討も進めるなど、諸経費の見直しにも取り組んでいるところです。

それから、端末の活用に当たっては、各学校で生徒の実態や学習内容などに応じて教科ごとに年間の指導計画を作成して、計画的に活用しております。

教員への支援といたしましては、総合教育センターが実施する基本的な項目ごとの研修であるとか、スキルに応じた研修に加えて、学校への外部専門

員の派遣、それから操作方法に係る相談窓口の設置、各高校の好事例の共有などを行っております。

具体的な活用として、授業では学習内容の理解を助ける動画の視聴、あるいは発表資料の共同作成、個々の習熟に応じた学習などで活用するとともに、家庭ではオンライン配信される課題プリントや動画による学習、授業で使った資料の復習などに加え、今年度作成しましたウェブページで、御家族の方と相談しながら職業や事業所について調べることもできるようになりました。

このほか、病気とかで登校できない場合には、教室からリアルタイムで配信される授業を受けることで、学びの保障にもつなげています。

また、生徒の中には、部活動の練習や試合を撮影したり、体育祭などの学校行事の意見集約に活用しているというところもございます。

今後も、効果的な学習活動となるように、学校や教員の取組を支援していきたいと考えております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

〇20番（山本里香） 先ほど、経済的に困難な理由の中で2.8%の貸与があるということですが、実質は2.8%以上に、分割とかも言ってみえましたが、困難な状況は隠されているんだと思っています。

先ほど言ったように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をこれで使うことができるようになってはいるんですけども、これはもう全然、今後一切考えることがないのか。導入当初に考えなかったのが、その年によって差があつてはいけない、急にということになるといけないので、ずーっとこのままいくということなんでしょうかね。ぜひ文部科学大臣もデジタル大臣も、その当時、これによって使えるということをおっしゃって、そして私学にも補助金をずっと別な形でですけども出している。なかなか手が挙がっていないというのが現実だったみたいですけども、今年度は。そういうことがあるということをおっしゃっていただきたいと思います。

それから、授業のことです。内容のことです。

私も自分自身、20年も前に自分が勤務していた男子生徒の多い学校と、女子生徒の多い学校とをインターネットでつないで、視聴覚教育の中で双方向の授業を、その頃はテレビ会議システムでしたけれども、それでやった一番初めだったと思います。

だから、それは駄目だということではなくて、今言ったように学校によって違いもあると思います。差もあると思います。でも、管理職の方がもう使わなあかんということで、保護者の声があるということで、こういった強力に執拗に利用を義務づけるみたいなことはやっぱりあってはならないので、有効に使っていただくことは大事だと思いますけれども、そこら辺のところは十分に見ていただいて、熟練していただきたいと思います。

ぜひ、公費でのパソコン配備をということを求めて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 19番 山内道明議員。

〔19番 山内道明議員登壇・拍手〕

○19番（山内道明） 公明党、四日市市選挙区選出の山内道明でございます。

本日最後の一般質問となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。まず、一つ目の質問です。

介護老人保健施設の介護職員、さらには障がい福祉サービス事業所の職員などから、職場が大変厳しい環境にあるとの御相談を最近伺いました。いずれの方も既に離職され、職場においては複数の職員が離職した、もしくは離職を検討しているとの状況も伺いました。

様々な要因がある中でハラスメントが一因であると考えられ、職員間だけでなく、利用者から介護職員に対するハラスメント、いわゆるカスタマーハラスメントと呼ばれるものもあり、利用者からの身体的、精神的暴力、セクシュアルハラスメントが常態化している、そういった状況がありました。

このような現状は、令和3年度の指導監査等結果報告書でも確認され、その実態は関係者であれば認識しているかもしれませんが、社会的な課題認識は低いと思っています。

今回、御相談いただいたお二人は、ともに介護福祉関係の職場は初めてであり、勤務経験も約1年から3年程度、常態化している厳しい職場環境に結果として定着することができず、離職に至ったケースです。うち、お一人は看護助手の経験があり、医療現場も非常に大変ですが、さらに厳しい福祉現場の実態を大変悲観しておられました。お二人ともに、できれば継続して働きたいとの意思があつての決断でありました。

介護と福祉の現場では職員の人材確保や定着が大きな課題であり、このままではそういった危機感を私自身も覚えました。午前中に中川議員からもあったとおりです。先日、福祉の現場で働く青年からも人材確保を強く要望されたところ です。

今回のケースは、利用者の認知機能の低下や、知的、精神障がいにより起因するものもありますが、いずれの場合であっても、施設や事業者は職員の安全を確保する義務があります。施設、事業所内で問題を共有し、組織として対応していくことが求められます。

国においては、このような状況に鑑み、令和3年度の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の一つとして、全ての介護事業所にハラスメント防止のための必要な措置の実施が求められ、その中でカスタマーハラスメント防止のための必要な措置の実施が推奨されています。

高齢者や障がい者の福祉施設やサービス事業所の指導監査の権限を持つ県は、ハラスメント対策の実行によって、不足する介護職員の人材確保や定着につながるとの視点で指導監査を行い、その対策が一層進むよう指導し、介護現場等でより質の高いサービスを継続的に実施できるよう努めてほしいと考えます。

そこで、質問です。

介護現場等におけるハラスメント対策に対して、県の指導監査でどのような対応を行っているのか、現状と今後の取組をお聞かせください。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 介護現場でのハラスメントの対策について、県の指導監査でどのような対応をしているかということにお答えします。

県では、適切な福祉サービスの確保や職員が安心して勤務できる職場環境の整備等のために、介護保険事業所や障がい福祉事業所を対象に、個別指導と集団指導、また、実地とオンライン手法を組み合わせる指導監査を実施しています。

介護現場等における利用者やその家族からのセクシュアルハラスメント、いわゆるセクハラや、暴言・暴力等のカスタマーハラスメントについては、指導監査の際にもその対応への相談を受けることもあり、県としても課題として認識してきたところです。

平成30年度には、国において介護現場の実態調査が行われ、特別養護老人ホームの職員の約7割、ホームヘルパーの約5割が利用者からハラスメントを受けた経験があると回答しており、多くの職員が被害を受けている状況が判明しました。

このようなことを背景に、令和3年4月、議員からも紹介があったように、国の省令改正が行われ、事業者に対して、利用者やその家族からのセクハラについて、相談窓口を設けたり対応方針を作成するなど、必要な措置を講じることが義務化されました。また、セクハラを除くその他の迷惑行為についても、措置を講じることが推奨されたところです。

この省令改正を受けて、県では、個別指導においてハラスメント対策を監査項目の対象に追加し、確認を行っています。

令和3年度に個別指導を実施した約330の介護保険と障がい福祉の事業所において、9割の事業所においてはハラスメントの対応方針等が整備されていましたが、今後は特にカスタマーハラスメントへの対応について、事業所に対して周知・確認等を行う必要があると考えています。

そのため、個別指導において、カスタマーハラスメントに関する対応指針等の整備状況を確認するとともに、多くの関係者に閲覧していただける動画配信形式で実施している集団指導におきましても、重点指導項目に位置づけ

るなど対応を強化していきたいと考えております。

介護現場等におけるハラスメント対策は、不足する介護人材の安定的な確保のために必要不可欠なことから、今後とも指導監査の充実を図り、事業所のハラスメント対策がより実効性のあるものとなるよう、しっかり取り組んでまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

しっかり取り組んでいくという内容だったと思います。集団指導で、しっかりと動画配信で周知徹底をしていくということでありました。監査指導の効果が現場で発揮されるよう、実行力のある指導をお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ、監査についてなんですけれども、監査は決して悪いところだけを発見するということが目的ではなくて、時に好事例なども共有を図りながら、監査を通じて県全体の職場の環境改善、サービスの質の向上が期待されるところであります。

監査結果をしっかり活用することが重要だと考えますけれども、この点について部長のお考えを聞かせたいと思います。

○子ども・福祉部長（中村徳久） 指導監査の結果につきましては、個々の事業所に対しては根拠法令等も示しながら文書で通知した上で、改善状況についてもしっかり確認しているところです。

また、虐待防止であるとか感染症対策など、多くの事業所で共通する指摘事項については県のホームページで公表するとともに、翌年度の指導監査の実施方針に反映させ、毎年5月に集団指導において実施しているんですけど、全ての事業所に周知しているところです。

さらに、令和2年度からは、議員からも紹介があったように、社会福祉法人や介護保険サービス事業者等で特徴的な取組とか好事例を、社会福祉法人等の取組事例集という形でまとめて公表しております。これを、法人の幹部向けの研修会やいろんなところで活用しております、広く役立てていただ

けるよう取り組んでいるところです。

今後も指導監査において、介護現場等での好事例やヒヤリハット事例など、情報を積極的に収集して事業所に提供を行うことで、福祉サービスのより一層の向上や事業所の職場改善につなげていきたいと考えております。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） ありがとうございます。

しっかりとスパイラルアップを図れるように、様々な情報共有をいただいて、推進いただきたいと思っております。

今回、聞き取りをする中で内部告発的に声が上がってきている、そういった現状も確認させていただきました。大変、重い状況です。現場に近い各市町ともぜひ連携いただきながら、対応の精度を高めていただきたいと思えます。

それと、今日は施設や事業所での課題を取り上げさせていただきましたが、併せて確認しておきたいことは、特に障がい児・者のいる家庭内では、日常的に施設や事業所と同様の、もしくはそれ以上の事象が発生している可能性があるということで、ここへの社会の課題認識を向上させていただく必要もあると思っております。

周囲に相談できず、抱え込み、希望が見えない生活を余儀なくされている家庭が多く存在し、崩壊するケースもある、そういったこともございます。

現在、国のほうでは、強度行動障がいがある人に対する支援の在り方について議論がスタートしており、施設の種類に応じた役割分担や、自宅で家族と暮らす人に対する支援なども議論されています。

国の動向も注意いただきながら、誰一人置き去りにしない社会の構築に向けて、取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、“心の”バリアフリー観光の推進について、二つ目の質問です。

三重県では、三重県バリアフリー観光ガイド、（実物を示す）こちらになります、「みえバリ」が2015年版、2018年版と、2度にわたって伊勢志摩バリアフリースターセンターから発刊されております。

障がい者や高齢者の旅を助けるバリアフリー情報として、交通アクセス、トイレ、宿泊施設の情報などが満載で、家族や仲間と楽しめるバリアを超えたアウトドア、手作りなどのいろいろな体験施設に関する情報も載っています。日本一のバリアフリー観光県推進宣言のとおりであります。

このような中、私は、常任委員会などで心のバリアフリーにも取り組んでほしいと、これまで要望を重ねてまいりました。その一つのきっかけは、特別支援学校のPTA活動の取組からです。

子どもたちは知的や情緒に関して障がいがあり、行動障がいによる言動であったりコミュニケーションの課題などがあります。安心して障がいのある我が子と共に利用できる商業施設が少なく、困っているとの声が保護者からありました。

そこで、気軽に利用できるお店、障がいがあってもウエルカムなお店の情報をみんなで共有してみることにになりました。結果、飲食店や理髪店など、気軽に利用できるお店の情報が共有できたことで、行動範囲が広がったとの喜びの声が多くありました。とともに、お店のほうから大変反響がありました。

この場合、バリアフリーといっても、何か特別なことを求めているわけはありません。ウエルカムな雰囲気ですっきりと迎えていただくだけでも、一歩踏み出そうとする心が解放されます。これは障がいのあるとないにかかわらず、そもそも観光の重要な要素です。

知的障がい、行動障がい、そのような障がい児・者は1人で旅行はできません。必ず複数や団体での行動となります。観光振興の視点からも、その要素が備わっていると思います。心のバリアフリー観光の取組が推進されると、さらなる誘客にもつながり、結果として持続可能な観光振興につながっていくのではないのでしょうか。

そこで、質問です。

三重県の観光における心のバリアフリーの現状と今後の取組について教えてください。

〔増田行信雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（増田行信） 心のバリアフリー観光の推進について、現状と今後の取組についてお答えいたします。

県内のバリアフリー観光の推進につきましては、障がい者や高齢者、外国人も含めました、誰もが安心して楽しむことができる観光地づくりを進めているところでございます。

具体的には、伊勢志摩バリアフリースターセンターと連携し、宿泊施設等を対象としまして、これまで延べ200件を超えるバリアフリー施設の調査を実施したり、また、バリアフリー環境を向上させていくためのアドバイスや研修などにこれまで取り組んでまいりました。

これらの調査結果は、先ほど議員からも御紹介いただきました、三重県バリアフリー観光ガイド「みえバリ」で掲載いたしましたり、日本バリアフリー観光推進機構のホームページにも掲載させていただくなど、県内のバリアフリー観光のPRに活用してきましたところでございます。

また、心のバリアフリーの推進につきましては、観光施設における心のバリアフリー認定制度というものがございまして、施設の改修工事といったハード面の対策というよりは、先ほど議員からもお話いただきましたが、補助用具の貸出しであったりとか、筆談をするための対応であったりとか、あと、車椅子が安全に通行するための幅を確保するために、そのためのテーブルとか椅子の配置を少し工夫していただく、そういったお客様への気遣いや配慮など、ソフト面での対応がより一層進むように、積極的に取り組む宿泊施設であったり飲食店、観光案内所を国が認定するものでございまして、令和2年12月に創設されております。

この制度は、設備投資のような大きな負担はないことに加えて、認定取得後も社内研修の実施などが継続的に取り組まれることが求められる制度でもあるため、持続的に県内のバリアフリー環境を整えていく仕組みの一つとして有効に活用していきたいと考えております。

令和4年10月末時点で、全国で415件が認定されております。うち三重県

内では宿泊施設が3件、観光案内所2件の計5件が認定を受けているところ
でございます。

今年度は、これまでのバリアフリー調査の実施に加えまして、新たに心の
バリアフリー認定の取得促進に取り組んでいるところでございます。

今年度の目標といたしましては、県内20施設の認定取得を目指しまして、
県内3か所、鳥羽と伊賀と津の3地区で、現在、認定制度に係る研修会を開
催しているところでございます。

先月末、鳥羽の会場で実施いたしました研修に御参加いただいた事業者か
らは、研修後に実際、障がい者の利用がありまして、ぜひ認定を受けて、自
分のところの施設を実のあるものとしていきたいといった声をお聞きしてい
るところでありまして、引き続き認定申請に向けて丁寧なサポートを行って
まいります。

令和5年度につきましても、今年度開催いたしました研修会の成果などを
確認しつつ、認定取得に向けた普及啓発に取り組み、本県のバリアフリー観
光を、心のバリアフリー観光を含めて、一層進めていきたいと考えておりま
す。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございます。丁寧に御答弁いただ
いたと思っております。

バリアフリー認定制度が令和2年12月から始まってということで、取得の
状況が三重県はまだ5件であるというところでありました。日本一を目指す
というところでもありますので、ぜひ認定制度取得に向けて力強く推進いただ
きたいと思っておりますし、実際、事業者の方からもお声をいただいたとい
うことでありますので、それを励みに頑張っていただきたいと思えます。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例にもバリアフリー観光
推進の記載がしっかりとあって、条例に沿ってさらに取組が推進されること
に期待をしていきたいと思っております。

また、国の認定制度における心のバリアフリーは、先ほど局長からありま

した、情報発信とかソフト的な対応が中心ということでありまして、心のバリアフリーといえはヘルプマークかなと思っています。情報発信や従業員への教育でも、このヘルプマークの活用であったり啓発にしっかりと有効に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここでバリアフリー観光のもう一つ後押しという意味を込めてエピソードを紹介させていただきたいと思います。体験談ですね。

脳性麻痺で肢体に麻痺がある方、彼女は高校進学するとき、周囲から特別支援学校を勧められたそうです。私が行くようなところじゃないと抵抗したそうで、しかしながら、最終的に特別支援学校に入学しました。自分自身が障がいがある人を見下していたことに、そのとき気がつきます。

その後、日本各地を旅行し、水陸両用のアウトドア用車椅子を使ったり、パラグライダーやデュアルスキー、カヌー、乗馬も経験したそうですが、とにかく何でもやってみたい、自分が動くことで偏見がなくなったらうれしい、周りの人ができないだろうなと思っていることをどんどん覆していく瞬間が好きなんだそうです。

できることを増やすことは、自分にとっても周囲にとっても新しい発見になると。このエピソードは、心のバリアフリーが当事者の行動によってさらに波及していく可能性を感じさせていただくことを教えていただいたエピソードだと思っています。

ところで、日本一のバリアフリー観光県推進宣言は来年で制定10年を迎えるのかなと思いますけれども、コロナ禍を乗り越えてまた新しい時代に突入していくというところで、こういった時代に即した宣言に改定されるというのも有効かなと、また、そういったことを通してさらなるバリアフリー観光を推進していくチャンスかもしれませんので、ぜひ一度御検討いただけたらと思います。

もう1点、提案なんですけれども、観光防災にフェーズフリーの視点を積極的に取り入れてはどうかと考えます。

フェーズフリーに関しては、先回の質問で知事のほうに質問させていただ

きましたが、既に災害時には避難所として活用できるトレーラーハウスであるとか、ホテル等宿泊施設を避難所として活用しようとする協定の締結なども、観光地で進んでいると聞いています。

防災が観光というビジネスにつながることは、防災の日常化にとってもプラスなのかなと考えております。ぜひこういったところも研究をいただけたらと思っております。

それでは、最後の質問にまいります。

新しい働き方と持続可能な地域社会づくりを目指す労働者協同組合・協同労働についてです。

こちら、令和4年10月1日に施行されました労働者協同組合法についての質問となります。

こちらを御覧いただきまして、（パネルを示す）急速に進んでいる人口減少と高齢化によりまして、2040年には65歳以上の高齢者の数がピークを迎えると言われております。一方、それを支える現役世代は減少し、高齢者の介護や障がい者サービス、子育て、困窮者支援など、福祉の担い手不足が心配されております。

これを行政だけで維持することは難しい中、例えば、地域の福祉の新たな担い手として期待できるのが、今回、法制化に至った労働者協同組合です。ここでは高齢者や障がい者、主婦など、多様な人々が地域の課題解決に向けて、それぞれの特性を生かしてサービス提供などを行っていくことが可能となっております。

協同労働とは、持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行うその働き方です。（パネルを示す）労働者協同組合は、働く人が組合員として出資し、その意見を反映して自ら事業に従事することを基本原理とする非営利の法人格です。その特色は、3人以上の発起人がいれば設立でき、出資金額の大小に関係なく、1人1票の議決権があるというものです。

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能とされ、（パネルを示す）これまで農業協同組合や生活協同組合など事業ごとの協同組合法はありましたが、

出資と意見反映、労働が一体となり、幅広く地域課題の解決に利用できる法人格はありませんでした。多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組めるのが労働者協同組合であり、欧米では広く浸透しているそうです。

従来、地域活動の担い手であったNPO法人や企業組合などで指摘されていた、設立に時間がかかる、活動分野が限定される、財政基盤が弱いなどの課題に対応しています。

また、労働者協同組合では、事業で得た剰余金は組合員の労働に応じて配当され、労働者保護の観点から、組合員は労働者協同組合と労働契約を結び、労働基準法や最低賃金法などの法令が基本的に適用されることとなります。既に活動しているNPO法人や企業組合は、法施行後3年以内であれば労働者協同組合に組織変更ができます。

以上、端的に労働者協同組合について紹介させていただきました。

障がい者や高齢者、生きづらさを感じる方々、そしてその家族の新しい働き方として以前から注目しておりましたが、2001年に三重県出身の坂口力さん、当時の厚生労働大臣が国会答弁で法整備の重要性に言及して以来、超党派で議論が重ねられ、議員立法という形でようやくスタートいたしました。

そこで、質問です。

ほかの法人、特に施行後3年以内で組織変更できるNPO法人との違いについて、また、3年以内の移行期間、ここが大変重要であると考えますが、周知、普及させるための取組について、また、三重県として今後、労働者協同組合、協同労働に期待するところ、こういったところを教えていただきたいと思います。

〔野呂幸利雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（野呂幸利） 労働者協同組合について御質問いただきました。

もう委員のほうからも趣旨等を説明していただきましたけれども、私のほうから改めて法律の目的、趣旨を。令和4年10月に施行されました労働者協同組合法によって設立できるようになった労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業を行われ、組合員自らが事業に従

事することを基本原理とする組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決することを目的とした新しい非営利の法人でございます。

もう既に全国で九つの組合が設立されて、そのうち三重県では二つの組合が設置されていると聞いております。

NPO法人との違いでございますが、同じように非営利で社会貢献を行う法人でございますけれども、三つ違う点がございます。

一つ目は活動範囲について、NPO法人は、福祉増進を図るなどの20分野に限定されておりますけれども、労働者協同組合のほうは、労働者派遣以外の持続可能である地域社会の実現に資する幅広い事業。二つ目は、資金の調達については、先ほど説明もありましたが、NPO法人は会費、寄附に限られておりますけれども、組合員の出資によるため、特に事業開始における財政的基盤の安定。三つ目は、余剰金についてNPO法人は配当することができませんが、労働者協同組合は組合員に配当することができるため、組合員による自主的・自立的な事業経営につなげることができる。こういう違いがございます。

県としては、届出を受理する機関として設立に向けた相談に応じるとともに、定款の作成など専門的な相談事項については、これは厚生労働省が既に開設しております相談窓口を案内するなど、制度の周知を行っていきたいと思っておりますし、11月6日には厚生労働省、中部9県とフォーラムを共催し、また、県単独では11月25日に県内市町等の行政職員に向けた説明会を実施し、さらに12月10日には関心のある県内事業者、個人向けの説明会を開催する予定でございます。

今後は、多様な事業分野で新しい働き方を実現しつつ、地域の課題解決に取り組むことができる組織と考えており、介護、子育て、地域づくり、幅広い分野で事業を行えることを期待しております。

引き続き、NPO法人を所管する環境生活部、地域づくりを所管する地域連携部など関係部局、市町と連携して、事例紹介を行いながら普及を図るとともに、厚生労働省の相談窓口も活用しながら、県内において労働者協同組

合の制度活用が進むように取り組んでまいりたいと思います。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

労働者協同組合にしっかり期待しているという思いが伝わってまいりました。全国で九つの法人で、県内では二つということでございます。あとでちょっと紹介させていただきます。

現在、介護や子育て、地域づくりを行っている集団は規模が小さく、労働者協同組合と仮になった際も、会計や雇用など今までとは違った課題が発生する可能性があります。同様にNPO法人からの移行となった際にも、新しい課題が生じる可能性があります。

それぞれの法人は、これらの地域づくりに大きく貢献することが期待されるところでありますので、県はそういった課題に対してぜひ寄り添っていただいて、課題解決のためのサポートをしていただくように要望します。

先進的な自治体では、コーディネーターを配置しているところもあるようですが、将来的にはプラットフォームも必要になってくるかと思っております。

残りの時間で、一つ先行事例を紹介させていただきたいと思います。尼崎市の事例です。商店街の一角にあるはんしんワーカーズコープというところ、現在の代表理事ら7人で2014年に組織を立ち上げました。営利を追求せず、働く人が一緒になって経営する協同労働を当時から実践しています。現在、従業員は40名、障がい者や高齢者など多様な人々が、訪問介護のほか、商店街の空き店舗を活用した児童デイサービスや生活困窮者などの就労支援、高齢者の生きがい就労支援など、子どもや高齢者の居場所づくりを担っています。主体的に働くにはみんなで話し合い、みんなで決めることが重要とこのことです。現在、企業組合として活動していますが、来春に労働者協同組合への移行を予定しているそうです。そのほかにも、自治会の事業を労働者協同組合に移管予定、そういった事例もございました。

（パネルを示す）こちらは先ほど部長からもありましたように、現在、厚

生労働省主催の労働者協同組合周知フォーラムが全国各地で開催されています。これは11月6日開催の中部フォーラムの資料であります。法人第1号は何と四日市市の組合ということで、三重県内でも既に二つの法人が誕生しております。

(パネルを示す) それから、最後に、三重県が主催する事業者向け説明会、こちらを紹介いたします。12月10日に開催予定となっております。対面とオンラインとのハイブリッド形式ということでありますので、関係者の方が参加されることを期待させていただきたいと思っております。

質問は以上となりますが、本日、三つ質問させていただきました。いずれも障がい者、また、高齢者など社会的に弱い立場の方々や、人口減少を前提とする地域課題、こういったものへのアプローチでありまして、福祉の心なくして解決困難な課題であると思っております。

時代はますます福祉の心と力を必要としている、その心をいかに醸成していくか、力をいかに引き出せるか、これからも真剣に取り組んでまいりたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(藤田宜三) 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長(藤田宜三) お諮りいたします。明30日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(藤田宜三) 御異議なしと認め、明30日は休会とすることに決定いたしました。

12月1日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散

会

○副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時21分散会